

都市農地貸借円滑化法等 関係資料集

都市農地の貸借の円滑化に関する法律 三段表	1
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 三段表	13
市民農園整備促進法 三段表	19
生産緑地法 三段表	30
都市農地の貸借の円滑化に関する法律の運用について（通知）	(1)
都市農地の貸借の円滑化に関する法律の運用について（様式例）	(17)

平成30年12月

京都府農業会議

○都市農地の貸借の円滑化に関する法律 （平成三十年法律第六十八号） 都市農地の貸借の円滑化に関する法律 目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 都市農地の貸借の円滑化のための措置 第一節 自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化（第四条―第九条） 第二節 特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化（第十条―第十二条） 第三章 雑則（第十三条―第十六条） 第四章 罰則（第十七条・第十八条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もつて都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。 2 この法律において「都市農地」とは、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の農地をいう。 3 この法律において「都市農業」とは、都市農地において行われる耕作の事業をいう。 （基本理念） 第三条 都市農地の貸借の円滑化のための措置は、都市農地が自ら耕作の事業を行う者又は第十条に規定する特定都市農地貸付けを行う者により有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られることを旨として、講ぜられなければならない。	○都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令 （平成三十年政令第二百三十四号）	○都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則 （平成三十年農林水産省令第五十四号）
---	---	--

第二章 都市農地の貸借の円滑化のための措置

第一節 自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化

(事業計画の認定)

第四条 都市農地を自らの耕作の事業の用に供するため当該都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを当該都市農地の所在地を管轄する市町村（第十四条を除き、以下単に「市町村」という。）の長（同条を除き、以下単に「市町村長」という。）に提出して、その認定を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 賃借権等の設定を受ける都市農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 前号の都市農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 四 設定を受ける賃借権等の種類、始期及び存続期間
- 五 第二号の都市農地における耕作の事業の内容

六 その他農林水産省令で定める事項

3 市町村長は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件の全て（当該申請に

(事業計画の認定の申請)

第一条 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者は、次条各号に掲げる事項を記載した申請書を同項に規定する市町村長（以下単に「市町村長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 認定を受けようとする者が法人（地方公共団体を除く。次条第一項第六号、第四条第一項第四号ハ及び同条第二項第一号において同じ。）である場合には、その定款又は寄附行為の写し
- 二 認定を受けようとする者が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人（次号及び次条第一項第三号において単に「農地所有適格法人」という。）であつて農事組合法人又は株式会社である場合には、その組合員名簿又は株主名簿の写し
- 三 認定を受けようとする者が農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（以下この号及び次条第一項第三号トにおいて「承認会社」という。）が構成員となつてゐる農地所有適格法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し
- 四 法第四条第一項に規定する賃借権等（以下単に「賃借権等」という。）の設定に関する契約書の写し
- 五 その他参考となるべき書類

(事業計画の記載事項)

第二条 法第四条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 認定を受けようとする者が賃借権の設定を受けようと

係る都市農地（以下この項において「申請都市農地」という。）について農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十号）第十一条の五十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により農業の経営を行うため賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び農業協同組合連合会その他政令で定める者（第七条第一項において「農業経営組合等」という。）の申請に係る事業計画にあつては第一号に掲げる要件、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人（第七条第一項において「農作業常時従事者等」という。）の申請に係る事業計画にあつては第一号から第三号までに掲げる要件の全て）に該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村（第七条第二項ただし書において単に「農業委員会を置かない市町村」という。）にあつては、農業委員会の決定を経ることを要しない。

（事業計画の認定に関する要件が緩和される者）
第一条 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の政令で定める者は、地方公共団体

とする。

する場合には、借賃及びその支払の方法

二 認定を受けようとする者が個人（法第四条第三項に規定する農作業常時従事者等（第六号及び第四条第一項第四号において単に「農作業常時従事者等」という。）に限る。）である場合には、認定を受けようとする者のその行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況及び賃借権等の設定を受けた後における従事計画

三 認定を受けようとする者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項

イ 農地所有適格法人が現に行っている事業の種類及び売上高並びに賃借権等の設定を受けた後における事業の計画

ロ 農地所有適格法人の構成員の氏名又は名称及びその有する議決権

ハ 農地所有適格法人の構成員からその農地所有適格法人に対して権利を設定し、又は移転した農地又は採草放牧地の面積

ニ 農地法第二条第三項第二号二に掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員が農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）に賃借権等を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構がその農地所有適格法人に賃借権等を設定している農地又は採草放牧地の面積

ホ 農地所有適格法人の構成員のその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び賃借権等の設定を受けた後における従事計画

ヘ 農地法第二条第三項第二号へに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員がその農地所有適格法人に委託している農作業の内容
ト 承認会社が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

チ 農地所有適格法人の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。リにおいて同じ。）の氏名及び住所並びにその農地所有適格法人の行う農業へ

の従事状況及び賃借権等の設定を受けた後における従事計画

リ 農地所有適格法人の理事等又は使用人のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びにその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への従事状況及び賃借権等の設定を受けた後における従事計画

四 認定を受けようとする者の賃借権等の設定を受けた後におけるその行う耕作の事業が、申請都市農地の周辺の農地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

五 認定を受けようとする者についての次に掲げる事項

イ その者が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用の状況

ロ その者の耕作の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

六 農作業常時従事者等以外の者が認定を受けようとする場合には、次に掲げる事項

イ 地域の農業における他の農業者との役割分担の計画
ロ その者が法人である場合には、当該法人の業務執行役員等（法第四条第三項第六号に規定する業務執行役員等をいう。第四条第一項第四号ハにおいて同じ。）のうち、当該法人の行う耕作の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに当該法人の行う耕作の事業への従事状況及び賃借権等の設定を受けた後における従事計画

七 その他参考となるべき事項

2 法第四条第三項に規定する農業経営組合等（第四条第一項第四号において単に「農業経営組合等」という。）が認定を受けようとする場合には、同条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第七号に掲げる事項とする。

（都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準）

第三条 法第四条第三項第一号の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 申請者が、申請都市農地において生産された農産物

一 申請都市農地における耕作の事業の内容が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして農林水産省令で定める基準に適合していると認められること。

二 申請都市農地における耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保

に支障を生ずるおそれがないと認められること。

三 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、その耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。

四 申請者が事業計画に従って耕作の事業を行っていないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借（第七条第三項において「賃貸借等」という。）の解除をする旨の条件が、書面による契約において付されていること。

五 申請者が、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

六 申請者が法人である場合には、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において、当該法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。第七条第二項第五号において同じ。）のうち一人以上の者が当該法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められること。

（認定都市農地の利用状況の報告）

第五条 事業計画につき前条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、当該認定に係る都市農地（以下「認定都市農地」という。）の利用状況について、市町村長に報告しな

又は当該農産物を原材料として製造され、若しくは加工された物品を主として当該申請都市農地が所在する市町村の区域内若しくはこれに隣接する市町村の区域内又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域内において販売すると認められること。

ロ 申請者が、申請都市農地において次に掲げるいずれかの取組を実施すると認められること。

(1) 都市住民に農作業を体験させる取組並びに申請者と都市住民及び都市住民相互の交流を図るための取組

(2) 都市農業の振興に関し必要な調査研究又は農業者の育成及び確保に関する取組

ハ 申請者が、申請都市農地において生産された農産物又は当該農産物を原材料として製造され、若しくは加工された物品を販売すると認められ、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 申請都市農地を災害発生時に一時的な避難場所として提供すること、申請都市農地において生産された農産物を災害発生時に優先的に提供することその他の防災協力に関するものと認められる事項を内容とする協定を地方公共団体その他の者と締結すること。

(2) 申請都市農地において、耕土の流出の防止を図ること、化学的に合成された農薬の使用を減少させる栽培方法を選択することその他の国土及び環境の保全に資する取組を実施すると認められること。

(3) 申請都市農地において、その地域の特性に応じた作物を導入すること、先進的な栽培方法を選択することその他の都市農業の振興を図るのにふさわしい農産物の生産を行うと認められること。

二 申請者が、申請都市農地の周辺の生活環境と調和のとれた当該申請都市農地の利用を確保すると認められること。

（認定都市農地の利用状況の報告）

第四条 法第五条の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を市町村長に提出してしなければならない。

一 法第五条に規定する認定事業者（以下単に「認定事業

ければならない。

(事業計画の変更)

第六条 認定事業者は、第四条第一項の認定を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 第四条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(認定の取消し等)

第七条 市町村長は、次の各号のいずれか（農業経営組合等にあつては第一号、農作業常時従事者等にあつては同号から第三号までのいずれか）に該当すると認める場合には、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 認定事業者が、第四条第一項の認定を受けた事業計画（前条第一項の認定又は同条第二項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」

者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 法第五条に規定する認定都市農地（以下単に「認定都市農地」という。）の面積

三 認定事業者の行う耕作の事業の実施状況

四 認定事業者が農業経営組合等及び農作業常時従事者等以外の者である場合には、次に掲げる事項

イ 認定事業者が行う耕作の事業が認定都市農地の周辺の農地の農業上の利用に及ぼしている影響

ロ 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

ハ 認定事業者が法人である場合には、当該法人の業務執行役員等のうち、当該法人の行う耕作の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに当該法人の行う耕作の事業への従事状況

五 その他参考となるべき事項

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 認定事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し

二 その他参考となるべき書類

(認定事業計画の変更の申請)

第五条 法第六条第一項の規定により認定事業計画（法第七条第一項第一号に規定する認定事業計画をいう。以下同じ。）の変更の認定を受けようとする認定事業者は、第二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第一条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既に市町村長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(認定事業計画の軽微な変更)

第六条 法第六条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものの以外のものであるとする。

一 賃借権等の設定を受ける都市農地の変更

二 認定都市農地の地目又は面積の変更（面積の変更にあつては、当該認定都市農地の面積に占める当該変更に係る認定都市農地の面積の割合が五分の一を超えるものに限る。）

という。)に従って耕作の事業を行っていないとき。

二 認定事業者が認定都市農地において行う耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率性かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

三 認定事業者が、耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行っていないとき。

四 認定事業者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないとき。

五 認定事業者が法人である場合には、当該法人の業務執行役員等のいずれもが当該法人の行う耕作の事業に常時従事していないとき。

2 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、第四条第一項の認定を取り消すことができる。ただし、農業委員会を置かない市町村にあつては、農業委員会の決定を経ることを要しない。

一 偽りその他の不正の手段により、事業計画につき第四条第一項又は前条第一項の認定を受けたとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 前項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告に従わなかったとき。

3 市町村は、第四条第三項第四号に規定する条件に基づき賃貸借等が解除された場合又は前項の規定により同条第一項の認定を取り消した場合には、当該解除又は取消しに係る都市農地の所有者に対し、当該都市農地についての賃貸借等の設定に関し、あつせんその他の必要な援助を行うものとする。

(農地法の特例)

第八条 認定事業計画に従って認定都市農地について賃借権等が設定される場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

2 認定事業計画に従って認定都市農地について設定された賃借権に係る賃貸借については、農地法第十七条本文の規定は、適用しない。

3 認定事業計画に従って認定都市農地について設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、第四条第三項第四号に規定する条件に基づき行われる場合であつて、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ市町村長に届け出て行われ

三 設定を受けた賃借権等の種類、始期及び存続期間の変更

四 認定都市農地における耕作の事業の内容の変更
五 前四号に掲げる変更のほか、認定事業計画の重要な変更

(認定事業計画の認定の取消し)

第七条 市町村長は、法第七条第二項の規定により認定を取り消すときは、その旨及びその理由を認定事業者及び認定都市農地の所有者に書面で通知するものとする。

(賃貸借の解除の届出)

第八条 法第八条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

るときは、農地法第十八条第一項本文の規定は、適用しない。

4 第四条第三項第四号に規定する条件については、農地法第十八条第八項の規定は、適用しない。

(報告徴収及び立入検査)

第九条 市町村長は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、当該認定事業者の行う耕作の事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 市町村長は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、認定都市農地、認定事業者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、当該認定事業者の行う耕作の事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二節 特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化

(定義)

第十条 この節において「特定都市農地貸付け」とは、都市農地についての賃借権等の設定(第二号において「都市農地貸付け」という。)で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

- 一 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号。以下「特定農地貸付法」という。)第二条第二項第一号から第三号までに掲げる要件
- 二 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が都市農地の所有者から前号に掲げる要件に該当する都市農地貸付けの用に供すべきものとしてされる賃借権等の設定を受けている都市農地(地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる事項を内容とする協定を都市農地の所有者及び市町村と締結しているものに限る。)に係るものであること。

イ 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨

一 認定事業者及び認定都市農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 認定都市農地の所在、地番、地目及び面積

三 賃貸借契約の内容

四 賃貸借の目的となつてゐる認定都市農地において認定事業者が認定事業計画に従つて耕作の事業を行つていない状況の詳細

五 賃貸借の解除をしようとする日

六 認定都市農地の引渡しの日

七 その他参考となるべき事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第四条第三項第四号に規定する条件が付されている書面

二 その他参考となるべき書類

(賃貸借の解除の届出の受理)

第九条 市町村長は、前条の規定による届出があつた場合において、当該届出を受理したときはその旨を、当該届出を受理しなかつたときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした者に書面で通知するものとする。

2 前項の規定により届出を受理した旨の通知をする書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 認定事業者及び認定都市農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定都市農地の所在、地番、地目及び面積
- 三 届出書が到達した日及びその日に届出の効力が生じた旨

ロ 次条において準用する特定農地貸付法（以下「準用特定農地貸付法」という。）第三条第三項の承認を取り消した場合又は協定を廃止した場合に市町村が講ずべき措置

ハ その他都市農地貸付けの実施に当たって合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項

（特定農地貸付法の準用）

第十一条 特定農地貸付法第三条及び第六条の規定は、特定都市農地貸付けについて準用する。この場合において、特定農地貸付法第三条第一項中「地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定」とあるのは「及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第 号）第十条第二号に規定する協定」と、特定農地貸付法第六条中「特定承認農地について」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十二条第二項に規定する承認都市農地について」と、「第二条第二項第五号ロに該当する農地にあつては、当該農地について対象農地貸付けを行った地方公共団体、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構」を当該特定承認農地」とあるのは「を当該承認都市農地」と読み替えるものとする。

（農地法の特例）

第十二条 準用特定農地貸付法第三条第三項の承認を受けた者が、当該承認に係る都市農地について、特定都市農地貸付けの用に供するため賃借権等の設定を受ける場合及び特定都市農地貸付けによって賃借権等を設定する場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令の準用）

第二条 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令（平成元年政令第二百五十八号）第三条及び第四条の規定は、法第十条に規定する特定都市農地貸付けについて準用する。この場合において、同令第三条中「法」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第十一条において準用する法（次条において「準用特定農地貸付法」という。）」と、同令第四条中「法第三条第三項」とあるのは「準用特定農地貸付法第三条第三項」と、同条第二項中「第七条」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十四条」と読み替えるものとする。

（事務の区分）

第三条 前条において読み替えて準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第四条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（協定の内容）

第十条 法第十条第二号ハの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十条に規定する特定都市農地貸付け（以下この条及び次条において単に「特定都市農地貸付け」という。）の用に供される都市農地の管理の方法

二 農業用水の利用に関する調整その他地域の農業と特定都市農地貸付けの実施との調整の方法

三 特定都市農地貸付けを行う者が市町村に対して行う法第十条第二号に規定する協定の実施状況についての報告に関する事項

四 法第十条第二号に規定する協定に違反した場合の措置

五 その他必要な事項

（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則の準用）

第十一条 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十六号）第二条（第一号を除く。）及び第三条の規定は、特定都市農地貸付けについて準用する。この場合において、同令第二条各号列記以外の部分中「法」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第十一条において準用する法（以下この条及び次条において「準用特定農地貸付法」という。）」と、同条第二号中「法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合には、当該」とあるのは「準用特定農地貸付法第三条第二項第一号に規定する」と、同令第三条中「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令（平成三十年政令第二百三十四号）第二条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令」と、同条第一号中「法」とあるのは「準用特定農地貸付法」と、同条第三号中「農地の貸付け」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十条に規定する都市農地貸付け」と読み替えるものとする。

2 準用特定農地貸付法第三条第三項の承認を受けた者が特定都市農地貸付けの用に供するため賃借権等の設定を受けている都市農地（以下「承認都市農地」という。）の賃貸借については、農地法第十六条、第十七条本文、第十八条第一項本文、第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は、適用しない。

3 承認都市農地の借賃については、農地法第二十條の規定は、適用しない。

4 承認都市農地の利用関係の紛争については、農地法第二十五条から第二十九条までの規定は、適用しない。

第三章 雑則

（援助）

第十三条 市町村は、認定事業計画に従って行われる耕作の事業又は承認都市農地について行われる第十条に規定する特定都市農地貸付けの実施に必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 市町村は、都市農地について賃借権等の設定を受けようとする者からあつせんその他の援助を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

（特別区等の特例）

第十四条 この法律及び準用特定農地貸付法第三条第一項中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては、特別区又は特別区の区長に適用する。

2 第四条第三項ただし書及び第七条第二項ただし書並びに準用特定農地貸付法第三条第一項中市町村又は市町村長に関する規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この項において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては、区又は区長（総合区長を含む。）に適用する。この場合において、これらの市町村又は市町村長に関する規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（事務の区分）

第十五条 第四条第一項、第五条、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条第三項並びに第九条第一項及び第二項並びに準用特定農地貸付法第三条第一項及び第三項の規定によ

り市町村が処理することとされている事務は、地方自治法 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 (農林水産省令への委任) 第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施の ため必要な事項は、農林水産省令で定める。 第四章 罰則 第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の 懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 一 偽りその他不正の手段により、事業計画につき第四条 第一項又は第六条第一項の認定を受けた者 二 第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報 告をした者 三 第九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しく は忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせ ず、若しくは虚偽の答弁をした者 第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用 人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条 の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人 又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。						
附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない 範囲内において政令で定める日から施行する。 (検討) 第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この 法律の施行状況について検討を加え、必要があると認める ときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす る。 (地方自治法の一部改正) 第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。 別表第一に次のように加える。 <table><tr><td>都市農地の貸借 の円滑化に関する 及び第二項、第七 条、第八条第三項 並</td><td>第四条第一項、第 五条、第六条第一 項</td></tr></table>	都市農地の貸借 の円滑化に関する 及び第二項、第七 条、第八条第三項 並	第四条第一項、第 五条、第六条第一 項	附 則 (施行期日) 1 この政令は、法の施行の日（平成三十年九月一日）から 施行する。 (地方自治法施行令の一部改正) 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部 を次のように改正する。 別表第一に次のように加える。 <table><tr><td>都市農地の貸借の 円滑化に関する法 律施行令（平成三 十年政令第二百三 十四号）</td><td>第二条において読 み替えて準用する 特定農地貸付けに 関する農地法等 の特例に関する 法律施行令第四 条の規定により 市町村（特別区 を含む。）が処 理することとさ れている事務</td></tr></table>	都市農地の貸借の 円滑化に関する法 律施行令（平成三 十年政令第二百三 十四号）	第二条において読 み替えて準用する 特定農地貸付けに 関する農地法等 の特例に関する 法律施行令第四 条の規定により 市町村（特別区 を含む。）が処 理することとさ れている事務	
都市農地の貸借 の円滑化に関する 及び第二項、第七 条、第八条第三項 並	第四条第一項、第 五条、第六条第一 項					
都市農地の貸借の 円滑化に関する法 律施行令（平成三 十年政令第二百三 十四号）	第二条において読 み替えて準用する 特定農地貸付けに 関する農地法等 の特例に関する 法律施行令第四 条の規定により 市町村（特別区 を含む。）が処 理することとさ れている事務					
	附 則 この省令は、法の施行の日（平成三十年九月一日）から施 行する					

る法律（平成三十一年法律第六十八号） に第九條第一項及び第二項並びに準用特定農地貸付法第三條第一項及び第三項の規定により市町村が処理することとされている事務	（市民農園整備促進法の一部改正） 第四條 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。 第二條第二項第一号イ中「という。」の下に「又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第号）第十條に規定する特定都市農地貸付け（第十一條第一項において「特定都市農地貸付け」という。）を加える。 第十一條第一項中「に係る特定農地貸付け」の下に「又は特定都市農地貸付け」を、「第三條第三項」の下に「又は農地の貸借の円滑化に関する法律第十一條において準用する場合を含む。」を加える。

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律関係三段表

法 律	政 令	省 令
○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (平成元年六月二十八日法律第五十八号) 最終改正：平成三十年五月一日法律第二十三号 (趣旨) 第一条 この法律は、特定農地貸付けに関し、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)等の特例を定めるものとする。 (定義) 第二条 この法律において「農地」とは、耕作(農地法第二十三条第一項の規定により耕作に該当するもの)とみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。の目的に供される土地をいう。 2 この法律において「特定農地貸付け」とは、農地に利の貸借権その他の使用及び収益を目的とする権に掲げる要件に該当するものをいう。 一 政令で定める面積未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。 二 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。 三 政令で定める期間を超えない農地の貸付けであること。 四 農業協同組合が行う農地の貸付けにあつては、組合員が所有する農地に係るものであること。 五 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う農地の貸付けにあつては、次のいずれかに該当する農地に係るものであること。 イ その者が所有する農地(その者が当該農地に係る次条第三項の承認を取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る農地の貸付けの実施に当たつて合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定(以下「貸付協定」という。)を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結しているものに限る。) ロ その者が地方公共団体、農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。))をいう。以下同じ。又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。))から第一号から第三号までに掲げる要件に該当する農地の貸付けの用に供するものに限る。	○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 施行令 (平成元年九月八日政令第二百五十八号) 最終改正：平成二十一年二月一日政令第二八五号 (特定農地貸付けに係る貸付けの面積) 第一条 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項第一号の政令で定める面積は、十アールとする。 (特定農地貸付けに係る貸付けの期間) 第二条 法第二条第二項第三号の政令で定める期間は、五年とする。	○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 施行規則 (平成元年九月八日農林水産省令第三十六号) 最終改正：平成三十年八月二十八日農林水産省令第五号 (貸付協定の内容) 第一条 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項第五号イの農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 特定農地貸付けの利用に供される農地の管理の方法 二 特定農地貸付けの実施との調整その他地域の農業とに地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う貸付協定の実施の状況についての報告 三 特定農地貸付けの実施の調整の方法 四 貸付協定に違反した場合の措置 五 貸付協定において、前項各号に掲げる事項のほか、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農地貸付け(生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区の

すべきものとしてされる使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下「対象農地貸付け」という。）を受けている農地（その者が貸付け協定を当該農地の所在地を管轄する市町村及び当該対象農地貸付けを行う地方公共団体、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構と締結しているものに限る。）

（特定農地貸付けの承認）

第三条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程（地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定）を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に提出して、第二項の規定による承認を求めることができる。

2

前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しな

ればならない。

一 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積

二 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法

三 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件

四 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法

五 その他農林水産省令で定める事項

3 農業委員会は、第一項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。

一 前項第一号に規定する農地の周辺の地域における農用地（耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。）の農業上の効率のかつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。

二 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。

三 前項第三号から第五号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。

四 その他政令で定める基準に適合するものであること。

4 前三項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

4

前三項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（特定農地貸付けの承認の基準）

第三条 法第三条第三項第四号の政令で定める基準は、同条第二項第一号に規定する農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこととする。

（特定農地貸付けの変更等）

第四条 特定農地貸付けについて法第三条第三項の承認を受けた者は、当該承認に係る特定農地貸付けにつき

区域内の農地（第一号において「都市農地」という。）に係るものに限る。）に関する次に掲げる事項を定めることができる。

一 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨

二 法第三条第三項の承認を取り消した場合又は協定を廃止した場合に市町村が講ずべき措置

（貸付規程に記載すべき事項）

第二条 法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する場合

二 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

三 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

四 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

五 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

六 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

七 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

八 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

九 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

十 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

十一 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

十二 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

十三 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

十四 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

十五 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

十六 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

十七 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

十八 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

十九 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

二十 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合

第四條 地方公共団体（都道府県を除く。）は、農地利用集積団地を有する農地中間管理機構が対象農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、前条第三項の承認を受けた者が当該承認に係る農地について特定農地貸付けの用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合（地方公共団体及び農業協同組合以外の場合にあつては、使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合に限る。）並びに同項の承認に係る特定農地貸付けによつて当該承認に係る農地について使用及び収益を目的とする権利が設定される場合には、農地法第三項の承認に係る特定農地貸付けの用に供さるる農地、当該承認を受けた者が特定農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に特定農地貸付けの用に供されていらないもの並びに地方公共団体、農地利用集積団地又は農地中間管理機構が対象農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地で現に当該対象農地貸付けの用に供されていらないもの（以下「特定承認農地」という。）の賃貸借については、農地法第十六条、第十七条本文、第十八条第一項本文、第十八条第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は、適用しない。

第三條 特定承認農地についての農地法第二十条第一項に規定する借賃等については、同条の規定は、適用しない。

第四條 特定承認農地の利用関係の紛争については、農地法第二十五条から第二十九条までの規定は、適用しない。

第五條（農業協同組合の特例）
農業協同組合は、第三条第三項の承認を受けたときは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十

第五条 農業協同組合は、第三条第三項の承認を受けたときは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十

3 特定承認農地についての農地法第二十条第一項に規定する借賃等については、同条の規定は、適用しない。

4 特定承認農地の利用関係の紛争については、農地法第二十五条から第二十九条までの規定は、適用しない。

(農業協同組合法の特例)

で現に当該対象農地貸付けの用に供されていないもの（以下「特定承認農地」という。）の賃貸借については、農地法第十六条、第十七条本文、第十八条第一項本文、第七項及び第八項並びに第二十一条の規定は、適用しない。

権利の設定又は移転を受けている農地で現に特定農地貸付けの用に供されていないもの並びに地方公共団
体、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が
対象農地貸付けの用に供すべきものとして使用及び収
益を目的とする権利の設定又は移転を受けている農地

2 及び収益を目的とする権利が設定される場合には、農
地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。
前条第三項の承認に係る特定農地貸付けの用に供さ
れて供すべきものとして使用及び収益を目的とする
の用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする

に供するため所有權又は使用及び收益を目的とする權
外に取得する場合（地方公共団体及び農業協同組合以
外の者にあつては、使用貸借による權利又は賃借特定
取得する場合に限る。）並びに同項の承認に係る特定
農地貸付けによつて当該承認に係る農地について使用

第四条 地方公共団体（都道府県を除く。）は、農地利用集積用・消化団体又は農地中間管理機構が対象農地貸付の用に供するため所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合、前条第三項の承認を受けた者が当該承認に係る農地について特定農地貸付けの用に

(農地法の特例)

て同条第二項各号に掲げる事項の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第三項において同じ。）の承認を受けなければならない。

2 法第三条第三項及び第七条の規定は、前項の変更の承認について準用する。

3 農業委員会（法第三条第三項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程（第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更の承認に係るもの）に従つて特定農地貸付けを行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。）

（事務の区分）

第五條 前条の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

七号) 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

従つて特定農地貸付けを行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

（事務の区分）

第五条 前条の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十

2 法第三条第三項及び第七條の規定は、前項の変更の承認に準用する。

3 農林委員会は、法第三条第三項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程（第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更の承認に係るもの）に

農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村）にあっては、市町村長（第三項において同じ。）の承認を受けなければならない。

て同条第二項各号に掲げる事項の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、

第三條 特定農地貸付けに關する農地法等の特例に關する法律施行令第四條第一項の農林水產省令で定める輕微な變更は、次の各号に掲げる變更以外のものとする。

一 法第三條第二項第一号に規定する農地の所在又は面積の變更に伴う變更

二 特定農地貸付け（地方公共団体の処分によるものを除く。以下同じ。）を受ける者の募集を公共団体及び公共的団体以外の者に委託することとする變更

三 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの条件のうち該特定農地貸付けによつて設定される權利の種類の変更

四 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための事務を公共団体及び公共的団体以外の者に委託することとする變更

四 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための事務を公共団体及び公共的団体以外の者に委託することとする変更

二 特定農地貸付け（地方公共団体の処分によるものを除く。以下同じ。）を受ける者の募集を公共団体及び公共の団体以外の者に委託することとする変更

三 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの条件のうち当該特定農地貸付けによって設定される権利の重なり

第三條 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第四條第一項の農林水産省令で定める輕微な変更は、次の各号に掲げる変更以外のものとする。

一 法第三條第二項第一号に規定する農地の所在又は面積の変更を半う変更

二号)第十条の規定にかかわらず、組合員の所有に係る農地について特定農地貸付けを行うことができる。

(土地改良法の特例)

第六條 特定承認農地についての土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三条第一項又は第二項の規定の適用については、第三条第三項の承認を受けた者(第二条第二項第五号ロに該当する農地にあつては、当該農地について対象農地貸付けを行った地方公共団体、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構)を当該特定承認農地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

(特別区等の特例)

第七條 第三条第一項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十一条の十九第一項の指定都市(農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区(総合区を含む。以下この条において同じ。)ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。)にあつては区又は区長(総合区長を含む。)に適用する。

(事務の区分)

第八條 第三条第一項及び第三項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成十一年七月一六日法律第八七号)抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(後略)

(検討)

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

附則(平成一二年一二月六日法律第一四三号)抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

この政令は、法の施行の日(平成元年九月十一日)から施行する。

附則(平成一一年一二月二二日政令第四一六号)抄

(施行期日)

第一條 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則

この省令は、法の施行の日(平成元年九月十一日)から施行する。

附則(平成二年三月一五日農林水産省令第五号)この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年六月一〇日法律第五二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二一年六月二四日法律第五七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四十三条の規定 公布の日

（政令への委任）
第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年五月二日法律第三五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成二三年政令第二三四号で同年八月一日から施行〕

附 則（平成二五年十二月十三日法律第百二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。〔平成二六年政令第四七号で平成二六年四月一日から施行〕

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成二七年政令第二九号で平成二八年四月一日から施行〕

附 則（平成二七年九月四日法律第六三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月一日政令第二八五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

附 則（平成一七年八月一五日農林水産省令第九一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

附 則（平成三十年八月二八日農林水産省令第五号）

附 則 (平成三〇年五月一八日法律第二三号) 抄 第一條 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の規定は、公布の日から施行する。		この省令は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成三十年法律第六十八号)の施行の日(平成三十年九月一日)から施行する。
---	--	---

○市民農園整備促進法関係三段表

法 律	政 令	省 令
○市民農園整備促進法 （平成二年六月二十二日法律第四十四号） 最終改正：平成三十年五月一日法律第二三号 （目的） 第一条 この法律は、主として都市の住民のレクリエーション等の用に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「農地」とは、耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。 2 この法律において「市民農園」とは、第一号に掲げる農地及び第二号に掲げる施設の総体をいう。 一 主として都市の住民の利用に供される農地で次のイ又はロのいずれかに該当するもの イ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）第二条第二項に規定する特定農地貸付け（第十一条第一項において「特定農地貸付け」という。）又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第十条に規定する特定都市農地貸付け（第十一条第一項において「特定都市農地貸付け」という。）の用に供される農地 ロ 相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地（賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないで当該農作業の用に供されるものに限る。） 二 前号に掲げる農地に附帯して設置される農機具収納施設、休憩施設その他の当該農地の保全又は利用上必要な施設（以下「市民農園施設」という。） 第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、相当数の市民農園の整備が見込まれる場合において、その適正かつ円滑な整備を図ることが必要であると認めるときは、市民農園の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができる。 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項	○市民農園整備促進法施行令 （平成二年九月十四日政令第二百七十二号） 最終改正：平成二一年一月一日政令第二八五号	○市民農園整備促進法施行規則 （平成二年九月十四日農林水産省・建設省令第一号） 最終改正：平成二一年一月一日農林水産省・建設省令第二号

第百十三條、 第百十四條、 第五項、第百十 八條、第百十 八條第一項、 第八條第二項、 第一項及び第 百二十三條第 一項	第百十三條			第百六條第二 項	第百五條	第百一條第二 項、第百二條 第四項及び第 百二十八條第 三項
土地改良事業	又はこの法律に基 く命令	含む。）		消滅する	第百二 條第一 項	農林水 産省令
市民農園整備促進法による交換分合	若しくはこの法律に基づく命令又は市民農園整備促進法第六條において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三條の三第一項	含む。）又は市民農園整備促進法第六條において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三條の三第三項		消滅する 有権者が移転した時に於て よりその失うべき土地の規 同項又は同條第三項に規定 する権利は、前項の規定に 消滅する	消滅し、市民農園整備促進法第六條において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三條の三第一項の規定により所有者が取得すべき土地を定め、その土地を定めた場合には、その失うべき土地について存する権利は、前項の規定に消滅する	農林水産省令・国土交通省令 第百二條第一項又は市民農園整備促進法第六條において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三條の三第一項前段

第七条 市民農園区域内又は市街化区域（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域、同条第七項に規定する市街地開発事業の施行区域その他の区域）で政令で定めるものを（を除く。）内において市民農園を開設しようとする者は、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、市民農園の整備及び運営に関する計画（以下「整備運営計画」という。）を定め、これを申請書に添えてその所在地を管轄する市町村に提出し、当該市民農園の開設が適当である旨の認定を受けることができる。

第二条 法第六条土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条の六の規定は法第六条において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出について、同令第七十四条の規定は法第六条において準用する土地改良法第二百一条第二項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする場合については、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十四条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十二条の六及び第七十四条中「農林水産省令」とあるのは、「農林水産省令・国土交通省令」と読み替えるものとする。

第三條 一 第五項の法第七條第一項の政令で定める区域は、次に掲げるものとする。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第五項の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第四條第六項に規定する都市計画区域

二 都市計画法第六十二條第一項の規定による告示又は新たな事業地（同法第四條第十五項に規定する都市計画事業を施行する土地をいう。以下この条において

第七條の二 土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七條から第十七條の四までの規定は、令第七十五号の第十七條により読み替へて準用する。土地改良法施行令第七十二條の六の異議の申出について準用する。この場合において、土地改良法施行規則第十七條の二から第十七條の四までの規定中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・国土交通省令」と、第十七條の三第一号中「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣及び国土交通大臣」と読み替へるものとする。

第八条 令第二条の規定により読み替えて準用する土地改良法施行令第七十四条の農林水産省令・国土交通省令で定める様式は、別記様式とする。

第九條 法第七條第一項の認定を受けようとする者は、個人にあつては、氏名、住所及び職業、法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名を記載した申請書を市町村長に提出しなければならぬ。

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。

一 市民農園の位置を表示した地形図

二 市民農園の区域並びに市民農園施設の位置、形状及び種別を表示した平面図

3 第一項の規定により申請に係る農地が土地改良区の区域内にあるときは、その申請に當該申請書に当該土地改良区の意見書を添付しなればならない。意見を求めた日から三十日を経過してもその意見を添付しなればよい場合においては、その意見を添付しなればよい。

（罰則）
第十六条 第六条において準用する土地改良法第百九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第十七条 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 抄
(平成六年六月二十九日法律第四十九号)

（施行期日）
1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 抄
(平成一一年七月一六日法律第八十七号)

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（後略）
（市民農園整備促進法の一部改正に伴う経過措置）

第九十九条 施行日前に第二百九十九条の規定による改正前の市民農園整備促進法(以下この条において「旧市民農園整備促進法」という。)第四条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による同意を得た市民農園区域は、第二百九十九条の規定による改正後の市民農園整備促進法(以下この条において「新市民農園整備促進法」という。)第四条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による協議を行った市民農園区域とみなす。
2 この法律の施行の際現に旧市民農園整備促進法第四条第二項の規定によりされている同意の申請は、新市民農園整備促進法第四条第二項の規定によりされた協議の申出とみなす。

附 則 抄
(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)

（施行期日）
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平

附 則 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日(平成二年九月二十日)から施行する。

附 則 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日(平成二年九月二十日)から施行する。

附 則 抄
(平成一二年六月七日政令第三一〇号)

（施行期日）

附 則 抄
(平成一二年一〇月一〇日農林水産省・建設省令第二号)

成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附 則（平成一二年五月一九日法律第七三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。〔後略〕

附 則（平成一八年五月三十一日法律第四六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

附 則（平成二一年六月二四日法律第五七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四十三条の規定 公布の日

（省略）

（政令への委任）
第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）
第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定に

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。〔後略〕

附 則（平成一三年三月三〇日政令第九八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十三年五月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成十五年十二月十七日政令第五二三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成一五年十二月十九日）から施行する。

附 則（平成二二年二月一日政令第二八五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年十二月十五日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第二条 この政令の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

あつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （政令への委任） 第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。	附 則（平成三〇年六月二七日法律第六八号） 抄 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則（平成三〇年五月一八日法律第二三号） 抄 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年一月二六日政令第三九二号） 抄 （施行期日） 第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。 （経過措置の原則） 第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為については、この法律の施行前にした行政庁の処分申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた行政庁の処分申立てに係る行政庁の定めがある場合を除き、なお従前の例による。		

生産緑地法三段表：傍線は平成二十九年六月十五日、平成三十年四月一日、平成三十年九月五日施行による改正箇所

生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）	生産緑地法施行令（昭和四十九年政令第二百八十五号）	生産緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第十一号）
（目的） 第一条 この法律は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 農地等 現に農業の用に供されている農地若しくは採草放牧地、現に林業の用に供されている森林又は現に漁業の用に供されている池沼（これらに隣接し、かつ、これらと一体となつて農林漁業の用に供されている農業用道路その他の土地を含む。）をいう。 二 公共施設等 公園、緑地その他の政令で定める公共の用に供する施設及び学校、病院その他の公益性が高いと認められる施設で政令で定めるものをいう。 三 生産緑地 第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の土地又は森林をいう。	（公共施設等） 第一条 生産緑地法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める公共の用に供する施設又は公益性が高いと認められる施設で政令で定めるものは、次に掲げる施設とする。 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設 二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号（第二十九号及び第二十九号の二を除く。）に掲げる施設 三 土地収用法第三条第二十九号に掲げる公園事業に係る施設 （地方公共団体等） 第二条 法第二条第四号の政令で定める法人は、地方公共団体、港務局、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社及び独立行政法人都市再生機構とする。	（農業委員会の意見の聴取） 第一条 市町村が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成しようとする場合においては、当該市町村の長は、当該生産緑地地区内の土地が生産緑地法（以下「法」という。）第二条第一号に規定する農地又は採草放牧地に該当しているかどうかについて、農業委員会の意見を聴くことができる。
（国及び地方公共団体の責務） 第二条の二 国及び地方公共団体は、公園、緑地その他の公共空地の整備の現況及び将来の見通しを勘案して、都市における農地等の適正な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資するよう努めなければならない。 （生産緑地地区に関する都市計画） 第三条 市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域をいう。）内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。 一 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等		

良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。	
二 五百平方メートル以上の規模の区域であること。	
三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。	
2	市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。
3	生産緑地地区に関する都市計画の案については、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第六十六条第三項又は農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第八十八条第二項の規定による要請があつた土地の区域に係るものを除き、当該生産緑地地区内における農地等利害関係人の同意を得なければならない。
4	前項の「農地等利害関係人」とは、農地等（土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された農地等にあつては、当該農地等に対応する従前の土地。以下この項において同じ。）について所有権、对抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいう。
5	生産緑地地区に関する都市計画を定めるに当たつては、当該生産緑地地区に係る農地等及びその周辺の地域における幹線街路、下水道等の主要な都市施設の整備に支障を及ぼさないようにし、かつ、当該都市計画区域内における土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、合理的な土地利用に支障を及ぼさないようにしなければならない。
6	生産緑地地区に関する都市計画は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する基本計画（同条第二項第五号に掲げる事項が定められているものに限る。）が定められている場合においては、当該基本計画に即して定めなければならない。
第四條 削除	
第五條 削除	
(標識の設置等)	
第六條	市町村は、生産緑地地区に関する都市計画が定められたと
第三條 法第三條第二項の政令で定める基準は、三百平方メートル以上五百平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。	
(条例で農地等の区域の規模に関する条件を定める場合の基準)	

ハ 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設	きは、その地区内における標識の設置その他の適切な方法により、その地区が生産緑地地区である旨を明示しなければならない。 2 当該生産緑地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。 4 市町村は、第一項の規定による行為（生産緑地地区内における標識の設置に係るものに限る。）により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。 5 前項の規定による損失の補償については、市町村長と損失を受けた者が協議しなければならない。 6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、市町村長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。
	（生産緑地の管理） 第七条 生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。 2 生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、市町村長に対し、当該生産緑地を農地等として管理するため必要な助言、土地の交換のあつせんその他の援助を求めることができる。
	（生産緑地地区内における行為の制限） 第八条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 三 水面の埋立て又は干拓 2 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。 一 次に掲げる施設で、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるもの イ 農産物、林産物又は水産物（以下この項において「農産物等」という。）の生産又は集荷の用に供する施設 ロ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

ハ 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設	（収用委員会の裁決の申請手続） 第四条 法第六条第六項（法第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。 一 裁決申請者の氏名及び住所 二 相手方の氏名及び住所 三 損失の事実並びに損失の補償の見積り及びその内訳（生産緑地の買取りの申出に係る場合にあつては、当該生産緑地の価額の見積り及びその内訳） 四 協議の経過

ハ 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設	（収用委員会に対する裁決申請書の様式） 第四条 生産緑地法施行令第四条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。

二 農林漁業に従事する者の休憩施設 二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれなく、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設 ロ イの農産物等又はこれを主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設 ハ イの農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設	（法第八条第二項第三号の政令で定める施設） 第五条 法第八条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、主として都市の住民の利用に供される農地で、相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供されるものに設置される当該農地の保全又は利用上必要なものとする。 一 農作業の講習の用に供する施設 二 管理事務所その他の管理施設	（法第八条第二項第二号の国土交通省令で定める基準） 第二条 法第八条第二項第二号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一 当該生産緑地地区の区域内の土地から当該生産緑地地区内にある法第八条第二項第二号イからハまでに掲げる施設の敷地を除いた面積が五百平方メートル以上であること。ただし、法第三条第二項の規定により市町村の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模以上であること。 二 当該生産緑地地区内にある法第八条第二項第二号イからハまでに掲げる施設の敷地の面積の合計が当該生産緑地地区の面積の十分の二以下であること。 三 当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき第三条に定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。）が設置及び管理を行う施設であること。 四 法第八条第二項第二号イに掲げる施設にあつては、地域内農産物等（前号の従事者が生産する農産物等（農産物、林産物又は水産物をいう。以下この号において同じ。）又は当該農産物等及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは都市計画区域内において生産される農産物等をいう。以下この条において同じ。）を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設であること。 五 法第八条第二項第二号ロに掲げる施設にあつては、主として、地域内農産物等又は地域内農産物等を主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設であること。 六 法第八条第二項第二号ハに掲げる施設にあつては、多数人に對して、地域内農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設であること。
三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める施設 三 市町村長は、第一項の許可があつた場合において、当該生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付けることができる。 四 生産緑地地区内において公共施設等の設置又は管理に係る行為で第一項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、市町村長にその旨を通知しなければならない。 五 生産緑地地区に関する都市計画が定められた際当該生産緑地地区内において既に第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。 六 生産緑地地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。 七 市町村長は、第四項の規定による通知又は第五項若しくは前項の規定による届出があつた場合において、当該生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。 八 国の機関又は地方公共団体が行う第二項各号に掲げる施設の設置又は管理に係る第一項各号に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。 九 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるものについては、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。 10 都市計画法第八条第一項第一号の田園住居地域内の生産緑地地区の区域（現に農業の用に供されている農地の区域に限る。）内において行う第二項各号に掲げる施設の設置又は管理に係る行為について第一項の許可があつたときは、当該行為のうち同法第五十二条第一項の許可を要する行為に該当するものについて、同項	（法第八条第九項の政令で定める行為） 第六条 法第八条第九項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 建築物以外の工作物で次に掲げるものの新設、改築又は増設 イ 仮設の工作物 ロ 水道管、下水道管渠きよその他これらに類する工作物で地下に設けるもの 二 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行	

の許可があつたものとみなす。

(原状回復命令等)

第九条 市町村長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付けられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該生産緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、市町村長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(生産緑地の買取りの申出)

第十条 生産緑地(生産緑地のうち土地区画整理法第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。))の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。)の所有者(以下「生産緑地所有者」という。)は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による告示の日から起算して三十年を経過する日(以下「申出基準日」という。))以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつているときは、第十二条第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

2 生産緑地所有者は、前項前段の場合のほか、同項の告示の日以後において、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者(当該

為

三 当該生産緑地において農林漁業を営むために行う法第八条第二項第一号又は第二号に規定する施設(畜舎を除く。))の設置又は管理に係る行為で次に掲げるもの

イ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は築造面積が九十平方メートル以下であるもの

ロ 幅員が二メートル以下の用排水路又は幅員が二メートル以下の農道若しくは林道の設置又は管理

四 農地等とするための土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓

(買取申出書の様式)

第六条 法第十条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第二のとおりとする。

(国土交通省令で定めるところにより算定した割合)

第三条 法第十条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次に掲げる割合とする。

生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至ったときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

（特定生産緑地の指定）

第十条の二 市町村長は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、申出基準日までに行うものとし、その指定の期限は、当該申出基準日から起算して十年を経過する日とする。

3 市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人（第三条第四項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。）の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会。第十条の四第三項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該特定生産緑地を公示するとともに、その旨を当該特定生産緑地に係る農地等利害関係人に通知しなければならない。

（特定生産緑地の指定の期限の延長）

一 次号に掲げる生産緑地以外の生産緑地にあつては、次に掲げる事項

イ 法第十条第二項の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳未満である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の八割
ロ 法第十条第二項の規定による申出があつた日に主たる従事者が六十五歳以上である場合においては、当該者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の七割
二 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）第二条第二項に規定する特定農地貸付けの用に供される生産緑地地区の区域内の農地又は都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第五条に規定する認定都市農地若しくは同法第十条に規定する特定都市農地貸付けの用に供される都市農地にあつては、主たる従事者が生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間に従事した日数の一割

（農林漁業に従事することを不可能にさせる故障）

第五条 法第十条第二項の農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものは、次に掲げる故障とする。

一 次に掲げる障害により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの
イ 両眼の失明
ロ 精神の著しい障害
ハ 神経系統の機能の著しい障害
ニ 胸腹部臓器の機能の著しい障害
ホ 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
ヘ 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
ト イからへまでに掲げる障害に準ずる障害
二 一年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの

（特定生産緑地の指定の公示）

第七条 法第十条の二第四項の規定による指定の公示は、次に掲げる事項について、市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

一 特定生産緑地の指定をする旨
二 特定生産緑地の区域及び面積

第十條の三 市町村長は、申出基準日から起算して十年を経過する日が近く到来することとなる特定生産緑地について当該日以後においても指定を継続する必要があると認めるときは、その指定の期限を延長することができる。当該特定生産緑地について当該延長に係る期限が経過する日以後においても更に指定を継続する必要があると認めるときも、同様とする。 2 前項の規定による期限の延長は、申出基準日から起算して十年を経過する日（同項の規定により指定の期限を延長したときは、その延長後の期限が経過する日。以下この項において「指定期限日」という。）までに行うものとし、その延長後の期限は、当該指定期限日から起算して十年を経過する日とする。 3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による期限の延長について準用する。	（特定生産緑地の指定の提案） 第十條の四 生産緑地所有者は、当該生産緑地が第十條の二第一項に規定する生産緑地に該当すると思料するときは、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に対し、当該生産緑地を特定生産緑地として指定することを提案することができる。この場合において、当該生産緑地に当該提案に係る所有者以外の農地等利害関係人がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。 2 市町村長は、前項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る生産緑地について指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。 3 市町村長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。	（特定生産緑地の買取りの申出） 第十條の五 特定生産緑地についての第十條の規定の適用については、同条第一項中「当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して三十年を経過する日（以下「申出基準日」という。）」とあるのは「第十條の二第二項に規定する指定期限日」と、同条第二項中「同項の」とあるのは「当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による」とする。	（指定の解除） 第十條の六 市町村長は、特定生産緑地について、当該特定生産緑
---	--	---	--

（特定生産緑地の指定の提案） 第八條 法第十條の四第一項の規定により特定生産緑地の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る生産緑地の所在地及び提案の理由を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。 一 当該生産緑地の区域を示す縮尺二千五百分の一以上の図面 二 法第十條の四第一項の合意を得たことを証する書類	
--	--

地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況の変化その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 第十条の二第四項の規定は、前項の規定による特定生産緑地の指定の解除について準用する。

(生産緑地の買取り等)

第十一条 市町村長は、第十条の規定による申出があつたときは、次項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、特別の事情がない限り、当該生産緑地を時価で買い取るものとする。

2 市町村長は、第十条の規定による申出があつたときは、当該生産緑地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから当該生産緑地の買取りの相手方を定めることができる。この場合において、当該生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、公園、緑地その他の公共空地の敷地の用に供することを目的として買取りを希望する者を他の者に優先して定めなければならない。

(生産緑地の買取りの通知等)

第十二条 市町村長は、前条第二項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、第十条の規定による申出があつた日から起算して一月以内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨又は買い取らない旨を書面で当該生産緑地の所有者に通知しなければならない。

2 前条第二項の規定により買取りの相手方として定められた者は、前項に規定する期間内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨を書面で当該生産緑地の所有者及び市町村長に通知しなければならない。

3 前二項の規定により買い取る旨の通知がされた場合における当該生産緑地の時価については、買い取る旨の通知をした者と生産緑地の所有者とが協議して定める。

4 第六条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

(生産緑地の取得のあつせん)

第十三条 市町村長は、生産緑地について、前条第一項の規定により買い取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるようにあつせんすることに努めなければならない。

(生産緑地地区内における行為の制限の解除)

第十四条 第十条の規定による申出があつた場合において、その申出の日から起算して三月以内に当該生産緑地の所有権の移転(相

続その他の一般承継による移転を除く。）が行われなかつたときは、当該生産緑地については、第七条から第九条までの規定は、適用しない。

（生産緑地の買取り希望の申出）

第十五条 生産緑地の所有者は、第十条の規定による申出ができない場合であつても、疾病等により農林漁業に従事することが困難である等の特別の事情があるときは、市町村長に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該生産緑地の買取りを申し出るることができる。

2 市町村長は、前項の規定による申出がやむを得ないものであると認めるときは、当該生産緑地を自ら買い取ること又は地方公共団体等若しくは当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるようにあつせんすることに努めなければならない。

（買い取つた生産緑地の管理）

第十六条 第十一条第一項若しくは前条第二項の規定により、又は第十二条第二項の規定により生産緑地を買い取つた市町村長又は地方公共団体等は、当該生産緑地をこの法律の目的に従つて適切に管理しなければならない。

（報告及び立入検査等）

第十七条 市町村長は、生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要限度において、第八条第一項の許可を受けた者又はその者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市町村長は、第八条第一項若しくは第三項又は第九条第一項の規定による処分をするため必要があると認めるときは、その必要限度において、その職員に、生産緑地若しくは生産緑地地区内の建物に立ち入り、その状況を調査させ、又は第八条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為が当該生産緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（農業委員会の協力）

第十七条の二 市町村長は、生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。以下この条において同じ。）について使用又は収益をする権利を有する者からの求めに応じて当該生産緑地を農地等として管理す

（買取り希望の申出手続）

第九条 法第十五条第一項の規定による生産緑地の買取りを申し出ようとする者は、別記様式第三の買取希望申出書を市町村長に提出しなければならない。

るため必要な助言、土地の交換のあつせんその他の援助を行う場合及び農業に従事することを希望する者が生産緑地を取得できるようにあつせんを行う場合には、農業委員会に協力を求めることができる。 (経過措置) 第十七条の三 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。 (罰則) 第十八条 第九条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第十九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 一 第八条第一項の規定に違反した者 二 第八条第三項の規定により許可に付けられた条件に違反した者 第二十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。 一 第六条第三項の規定に違反した者 二 第十七条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をした者 三 第十七条第二項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 附 則 抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 抄 (施行期日) 1 この政令は、法の施行の日（昭和四十九年八月三十一日）から施行する。	附 則 抄 この省令は、法の施行の日（昭和四十九年八月三十一日）から施行する。
---	---	---

規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっせんを行うものとする。

5 △△△は、第4項の他の市民農園のあっせんが円滑に行われるよう、開設者に対し必要な助言その他の支援を行うものとする。

((注) 下線部分について、市民農園整備促進法に基づいて開設する場合にあっては「市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消しがあったとき」とする。)

(開設者が△△△及び所有者に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第6 開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、△△△及び所有者に定期的に報告しなければならない。

(実施調査等)

第7 △△△及び所有者は協力して、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第8 所有者は、開設者が第3の2及び3、第4の1から3に違反したと認めたときには、開設者と締結する賃貸借(使用貸借)契約を解除するものとする。

2 前項に基づき賃貸借(使用貸借)契約が解除されたときは、開設者は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、所有者に返還するものとする。なお、この場合、本協定第5の3から5までを準用するものとする。

(開設者が特定貸付農地を適切に利用していない場合の協定の廃止)

第9 △△△は、開設者が正当な理由なく特定貸付農地の管理の放棄を行っているなど、特定貸付農地を適切に利用していないと認める場合には、本協定を廃止するものとする。

2 前項に基づき本協定が廃止されたときは、開設者は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、所有者に返還するものとする。なお、この場合、本協定第5の3から5までを準用するものとする。

この協定の証として、本書○通作成し、開設者、△△△及び所有者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇

住所 〇〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇番地

〇〇〇 印

△△△

住所 〇〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇番地

〇〇市長 〇〇〇 印

□□□

住所 〇〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇番地

〇〇〇 印

別表

土地の一覧表

番号	土地の所在	地目	利用状況	面積(m ²)

(目的)

第1 ○○○〔特定都市農地貸付けにより市民農園を開設する者〕(以下「開設者」という。)、△△△〔当該市民農園の所在地を所管する市町村〕及び□□□〔農地の所有者〕(以下「所有者」という。)は、市民農園の用に供する農地(以下「特定貸付農地」という。)の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定都市農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

(協定の区域)

第2 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

(特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項)

第3 開設者は、特定都市農地貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

2 開設者は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定都市農地貸付けを受けた農地(以下「借受農地」という。)の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

3 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

4 開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、△△△は、開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

(特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項)

第4 開設者は、市民農園の整備に当たり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

2 開設者は、地域において行う航空防除、共同防除等の病虫害の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。

3 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。

4 △△△は、開設者から1から3に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

(特定都市農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項)

第5 開設者は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条により準用する特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するとき(別途締結する賃貸契約の期間が満了した時を含む。以下同じ。)には、市民農園の用地を原状に回復し、農地の所有者に返還するものとする。

2 △△△は、開設者が前項の規定による原状回復を行わないときには、開設者に替わって原状回復を行うものとし、その費用は開設者が負担するものとする。

なお、農地の所有者が原状回復を求めないときにはこの限りでない。

3 開設者は、特定都市農地貸付けを廃止する場合には、○ヶ月間の予告期間をおいて行うものとする。

4 開設者は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条により準用する特定農地貸付法第3条第4項の

第8 ○○○は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため管理人を設置する。

2 管理人は、次の業務を行う。

- (1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示
- (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(貸付契約の解約等)

第9 次の各号に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

- (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき
- (2) 第4の2に掲げる行為をしたとき
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

(貸付農地の返還)

第10 借受者は、第4の1の(1)の規定により貸付期間が終了したとき又は第9の規定による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

(賃料の不還付)

第11 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなった場合
- (2) ○○○が相当な理由があると認めたとき

※ 作成に当たっての留意事項

本特定都市農地貸付規程例は、必要最小限のものを記載したものであり、各地域の実情に応じ必要な事項を補充の上作成されたい。

別表

番号	所在	地番	地 目		面積 (㎡)	位置	権利の 種類	所有者	
			登記簿	現況				住 所	氏名
(例)									
1～10	○市字○○	○○番	田	畑	各 30	別図のとおり	賃借権	○市○番	○○
11～20	○市字○○	○○番	畑	畑	各 30		賃借権	○市○番	○○
計					600				

別図

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

N
\\

協定例

特定都市農地貸付規程例

（目的）

第1 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に〇〇〇〔貸付主体の名称〕が行う特定都市農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

（貸付主体）

第2 本貸付けは、〇〇〇が実施するものとする。

（貸付対象農地）

第3 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び〇〇〇が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、貸付農地の所有者の氏名及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

（貸付条件）

第4 貸付条件は、次のとおりとする。

（1） 貸付期間は、〇年間とする。

（2） 貸付けに係る賃料は、1区画当たり年間〇〇〇〇円とする。

（（注） 区画の面積によって賃料が異なる場合は、その旨記載する。）

（3） 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、賃料を毎年〇月〇日までに〇〇〇に支払うものとする。

2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

（1） 建物及び工作物を設置すること。

（2） 営利を目的として作物を栽培すること。

（3） 貸付農地を転貸すること。

（募集の方法）

第5 貸付けを受けようとする者の募集は、「〇〇広報」に掲載するほか、チラシ、掲示等による一般公募とする。

2 募集期間は、当該募集に係る農地を貸し付けることとなる日の〇〇日前から〇〇日間とするものとする。

（申込みの方法）

第6 貸付けを受けようとする者は、第5の2に規定する募集期間内に〇〇〇へ申込書を提出しなければならないものとする。

2 前項の申込みをすることができる者は、〇〇市内に住所を有する者とする。

（選考の方法）

第7 〇〇〇は、第6の規定に基づき申込をした者の中から借受者を決定するものとする

2 申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は抽選により借受者を決定するものとする。

3 〇〇〇は、1又は2により借受者を決定した場合はその旨を当該者に通知するものとする。

（貸付農地の管理・運営等）

申請者
(主たる事務所)
(名称・代表者氏名)
※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

平成 年 月 日付けをもって都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定による承認申請のあった別記土地に係る特定都市農地貸付けについてこれを行うことを承認する。

平成 年 月 日

〇〇〇農業委員会会長

(別記)

記

所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)	権利の種類	所 有 者(注)	
		登記簿	現況			住 所	氏名又は名称

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

特定都市農地貸付けの承認申請書

年 月 日

農業委員会会長 殿

申請者住所

氏名<名称・代表者> (印)

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

※ 申請者の氏名（法人はその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略できる

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）第 11 条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律 58 号）第 3 条第 1 項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令（平成 30 年政令第 234 号）第 2 条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令（平成元年政令第 58 号）第 4 条第 1 項）の規定に基づき、特定都市農地貸付けについて、下記の書面を添えて承認を申請します。

記

- 1 貸付規程
- 2 特定都市農地貸付けの用に供する農地の位置及び附近の状況を表示する図面
- 3 協定

注）本申請に係る都市農地の所有者が当該都市農地に係る農林漁業の業務に従事する場合には、業務の従事の計画を記載した書面についても添付すること（別添例参照）

別添

都市農地所有者の農林漁業の業務への従事計画

特定都市農地貸付けの承認の申請に係る都市農地の所有者の農林漁業の業務への従事の計画は以下のとおりとする。

(年間の従事する業務及び日数等について記載)

(※ 上記のとおり相違ありません 氏名 印)

※ 本欄に申請に係る都市農地の所有者の押印又は自署をするか、当該所有者の農林漁業の業務への従事の計画を記載した賃貸借等の契約書その他の書類を添付すること。

受 理 通 知 書

番 号
平成 年 月 日

住所
氏名 殿

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

市町村長名 (印)

平成 年 月 日付けで届出書の提出があった都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号。以下「法」という。)第4条第3項の規定による賃貸借の解除の届出についてはこれを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。
なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

記

1 届出に係る農地の賃貸人及び賃借人の氏名等(注)

	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

2 届出に係る農地の所在等

所在・地番	地 目		面 積 (m^2)	備 考 (注)
	登記簿	現況		

3 届出書が到達した日(注)

平成 年 月 日

注：届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。

※ 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理し、平成年月日にその効力が生じたので通知します。なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。
※ 市町村長が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。
「〔教示〕

- この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

様式例第 6 号の 1

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 8 条第 3 項の規定による届出書

年 月 日

市町村長 殿

住所

氏名<名称・代表者> (印)

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

※ 申請者の氏名（法人はその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略できる

下記農地について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項第 4 号の要件により同条第 1 項の認定を受けて設定された賃借権を解除するので、法第 8 条第 3 項の規定により届け出ます。

記

1 届出に係る農地の賃貸人及び賃借人の氏名等(注)

	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

2 届出に係る農地の所在等

所在・地番	地 目		面 積 (m^2)	備 考 (注)
	登記簿	現況		

注：登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なる場合に登記簿上の所有者を記載

3 賃貸借契約の内容

4 賃借人が法第 4 条第 1 項の認定を受けた事業計画に従って耕作の事業を行っていない状況の詳細

5 賃貸借を解除しようとする日

6 農地の引き渡しの時期

7 その他参考となるべき事項

様式例第5号

番 号
平成 年 月 日

住所
氏名 殿

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

市町村長名 (印)

平成 年 月 日付け〇〇号でした都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号。以下「法」という。)第4条第1項の認定について、法第7条第2項第〇号に該当することから下記により当該認定を取り消します。

記

1 認定を取り消す都市農地の所在等

所在・地番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
	登記簿	現況		

2 法第7条第2項第〇号に該当する事由

(記載要領)

- 1 本文には取り消しの対象となる認定書の日付・番号を記載する。
2 市町村長が認定を取り消す場合は、認定書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

様式例第 4 号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 7 条第 1 項の規定による勧告書

番 号
平成 年 月 日

住所

氏名 殿

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

市町村長名 (印)

貴殿が都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項第○号に該当することから、同項に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、法第 4 条第 1 項の認定を取り消すことがありますので御留意願います。

記

1 都市農地の所在等

所在・地番	地 目		地 積 (m^2)
	登記簿	現況	

2 勧告の理由

〇〇のため、法第 7 条第 1 項第○号に該当します。

3 講ずべき措置

4 措置を講ずべき期限

平成 年 月 日

様式例第3号の3

事業計画の変更の認定書

番 号
平成 年 月 日

住所
氏名 殿

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

市町村長名 (印)

平成 年 月 日付けをもって変更の認定申請のあった別記土地に係る事業計画について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条第1項の規定により認定する。

※ 認定しない又は却下をする場合にあっては、様式本文中「下記により認定する」とあるのを、「下記理由により認定しない」又は「下記理由により却下する」とし、その理由を記載する。

(別記)

所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)	権利の種類	所 有 者	
		登記簿	現況			住 所	氏 名 又 は 名 称

※ 市町村長が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について認定をせず、又は条件を付して認定する場合は、認定書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

事業計画の変更の届出書

年 月 日

市町村長 殿

住所

氏名<名称・代表者> (印)

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

※ 申請者の氏名（法人はその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略できる

平成 年 月 日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第4条第1項の認定を受けた都市農地（以下「認定都市農地」という。）について、法第6第2項の規定に基づき、下記の事業計画（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の「事業計画」をいう。以下同じ。）の変更を届け出ます。

記

事業計画(注1・2)

注1：事業計画の様式は様式例第1号の1の事業計画のとおりとする。

注2：変更前の記載内容を変更後の記載内容の上段に括弧書きで記載する等変更した内容が分かるよう記載することとする。

事業計画の変更の認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者住所

氏名<名称・代表者> (印)

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

※ 申請者の氏名（法人はその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略できる

平成 年 月 日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第4条第1項の認定を受けた都市農地（以下「認定都市農地」という。）について、法第6第1項の規定に基づき、下記の事業計画（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の「事業計画」をいう。以下同じ。）の変更の認定を申請します。

記

事業計画(注1・2)

注1：事業計画の様式は様式例第1号の1の事業計画のとおりとする。

注2：変更前の記載内容を変更後の記載内容の上段に括弧書きで記載する等変更した内容が分かるよう記載することとする。

7 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況(注)

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作の事業への年間従事日数

注：当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員（耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員がない場合には、重要な使用人）の氏名、役職名及び耕作の事業への年間従事日数を記載してください。

なお、「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。

【添付資料】

報告書を提出する者が法人（地方公共団体を除く。）である場合には、その定款又は寄附行為の写し

【Ⅱ 選択項目】

Ⅱの記載項目については、次の認定事業者ごとに示す項目について記載すること

ア 農業の経営を行うために賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び地方公共団体

：なし

イ 賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる個人及び農地所有適格法人

：4及び5

ウ イ以外の個人

：4、5及び6

エ ア及びイ以外の法人

：全て

4 認定事業者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況

所有地		農地面積 (㎡)	田		畑	樹園地
	自作地(注1)					
	貸付地(注1)					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地(注2)					
所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田		畑	樹園地
	借入地(注1)					
	貸付地(注1)					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地(注2)					

注1：「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。

注2：「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

5 周辺地域との関係

認定事業者が行う耕作の事業が、認定都市農地の周辺の農地の農業上の利用に及ぼしている影響を以下に記載してください。

(例えば、農薬の使用方法的の違いによる耕作の事業への支障等について記載してください。)

6 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担の状況について以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

3 認定事業者の行う耕作の事業の実施状況

・ 則※第3条第1号の事業（事業計画に記載した同号イからハの(3)までの基準のうち該当するものについて、下欄イからハの(3)までの右欄のいずれか1箇所以上に「○」を記載し、その右欄に事業名用の実施状況を記載）		
イ		
ロ の(1)		
ロ の(2)		
ハ の(1)		
ハ の(2)		
ハ の(3)		
・ 則※第3条第2号の事業(注) （事業計画に記載した耕作の事業の事業内容の実施状況を具体的に記載）		

※ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号）をいう。

注）本申請に係る都市農地の所有者が当該都市農地に係る農林漁業の業務に従事する場合には、業務の従事状況についても「則第3条第2号の事業」欄に記載すること

認定都市農地の利用状況の報告書

年 月 日

市町村長 殿

住所

氏名＜名称・代表者＞ (印)

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

※ 申請者の氏名（法人はその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略できる

平成 年 月 日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の認定を受けた都市農地（以下「認定都市農地」という。）について、法第 5 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

【Ⅰ 共通項目】

1 法第 5 条の認定事業者（以下「認定事業者」という。）の氏名等(注)

氏名又は名称	住 所

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

2 報告に係る農地の所在等

所在・地番	面積(㎡)	所有者(注 1)		備 考(注 2)
		住所	氏名	

注 1：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

注 2：登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載

事業計画認定書

番 号
平成 年 月 日

住所
氏名 殿

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

市町村長名 (印)

平成 年 月 日付けをもって認定申請のあった別記土地に係る事業計画について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定により認定する。

※ 認定しない又は却下をする場合にあっては、様式本文中「下記により認定する」とあるのを、「下記理由により認定しない」又は「下記理由により却下する」とし、その理由を記載する。

(別記)

所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)	権利の種類	所 有 者(注)	
		登記簿	現況			住 所	氏 名 又 は 名 称

(注) 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

※ 市町村長が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について認定をせず、又は条件を付して認定する場合は、認定書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

- 3 「②－2売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の認定申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地を耕作の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

- 4 「②ア農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「②ア農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

【添付資料】

- 1 認定を受けようとする者が法人（地方公共団体を除く。）である場合には、その定款又は寄附行為の写し
- 2 認定を受けようとする者が農地所有適格法人（農事組合法人又は株式会社の場合に限る。）である場合には、その組員名簿又は株主名簿の写し
- 3 認定を受けようとする者が農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社が構成員となっている農地所有適格法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し
- 4 賃借権等の設定に関する契約書の写し

イ 農業関係者以外の者（ア以外の者）

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計

権利関係者の議決権の割

合

（留意事項）

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

③ 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

④ 重要な使用人の農業への従事状況

③の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間 150 日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第 8 条に規定する日数（原則年間 60 日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

「9 農地所有適格法人としての事業等の状況」の記載に当たっての留意事項

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資材の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「①－1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の

- 8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人（注）のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況及び従事計画（法第4条第3項第6号関係）

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作の事業への従事状況

その法人が耕作の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間： 年 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間： 年 か月（直近の実績）

年 か月（計画（見込み））

注：「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作の事業に関する権限及び責任を有する者をいう。

9 農地所有適格法人としての事業等の状況

①-1 事業の種類

区 分	農 業		左記農業に該当しない事業 の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在（実績又は見込み）			
権利取得後（予定）			

①-2 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前（実績）		
2年前（実績）		
1年前（実績）		
申請日の属する年 （実績又は見込み）		
2年目（見込み）		
3年目（見込み）		

② 構成員全ての状況

ア 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積（㎡）		農業への年間従事日数		農作業委託の 内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

権利関係者の議決権の割

合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

(2) 大農機具(注1)

数量	種類					
確保しているもの	所有 リース					
導入予定のもの(注2) (資金繰りについて)	所有 リース					

注1:「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等をいう。

注2: 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載すること。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年、その他()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

6 周辺地域との関係(法第4条第3項第2号関係)

権利を取得しようとする者の権利取得後における耕作の事業が、権利を設定しようとする農地の周辺の農地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、農薬の使用方法の違いによる耕作の事業への支障等について記載してください。)

--

7 地域との役割分担の状況(法第4条第3項第5号関係)

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

--

貸借等の契約書その他の書類を添付すること。

4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況（法第4条第3項本文関係）

年間従事（予定）日数		備 考(注)
現 状	賃借権等の設定後	

注：賃借権等の設定後の年間従事計画日数が150日未満の場合であるが、その行う耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は、その旨を記載すること

【Ⅱ 選択項目】

Ⅱの記載項目については、次の申請者ごとに示す項目について記載すること

- ア 農業の経営を行うために賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び地方公共団体
 - ：5－1
- イ 賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる個人
 - ：5－1、5－2及び6
- ウ 農地所有適格法人
 - ：5－1、5－2、6及び9
- エ イ以外の個人
 - ：5－1、5－2、6及び7
- オ ア及びウ以外の法人
 - ：5－1、5－2、6、7及び8

5－1 申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況（法第4条第3項第3号関係）

所有地		農地面積（㎡）	田		畑	樹園地
	自作地(注1)					
	貸付地(注1)					
		所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地(注2)					
所有地以外の土地		農地面積（㎡）	田		畑	樹園地
	借入地(注1)					
	貸付地(注1)					
		所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地(注2)					

注1：「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地をいう。

注2：「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載すること。

5－2 申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況（法第4条第3項第3号関係）

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地		
作付(予定)作物							
権利取得後の面積(㎡)							

3 都市農地における耕作の事業の内容（法第4条第3項第1号関係）

・ 則※第3条第1号の事業（同号イからハの(3)までの基準のうち該当するものについて、下欄イからハの(3)までの右欄のいずれか1箇所以上に「○」を記載し、その右欄に具体的な事業内容を記載）		
イ		
ロ の(1)		
ロ の(2)		
ハ の(1)		
ハ の(2)		
ハ の(3)		
・ 則※第3条第2号の事業(注1) (具体的な事業内容を記載)		
(注2 上記のとおり相違ありません。 氏名 印)		

※ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号）をいう。

注1）本申請に係る都市農地の所有者が当該都市農地に係る農林漁業の業務に従事する場合には、業務の従事の計画についても「則第3条第2号の事業」欄に記載すること。その場合、当該欄に当該所有者の押印又は自署をするか（注2）、当該従事の計画を記載した賃

様式例第1号の1

事業計画の認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者住所

氏名＜名称・代表者＞ (印)

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

※ 申請者の氏名（法人はその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略できる

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、下記の事業計画（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の「事業計画」をいう。以下同じ。）の認定を申請します。

記

事業計画

【I 共通項目】

1 貸借権等の設定を受けようとする者の氏名及び住所(注)

氏名又は名称	住 所

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

2 貸借権等の設定を受ける都市農地

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	所 有 者(注1)	
	登記簿	現況		住 所	氏名又は名称(注2)
設定を受ける貸借権等			賃料 (注3)	賃料の支払方法(注3)	備考(注4)
種 類	始期	存続期間			

注1：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

注2：登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときは、括弧書きで登記簿上の所有者についても記載

注3：賃貸借等の契約書に当該事項が記載されている場合は「契約書のとおりに」と記載すれば足りる

注4：農地法第43条第1項の規定の適用を受け貸借権等の設定を受ける農地をコンクリートその他これに類するもので覆う場合及び貸借権等の設定を受ける農地が既に同項の規定の適用を受けこれらで覆われている場合は、その旨を記載

生産緑地縁辺部の見回り、除草、清掃、点検や周辺住民からの相談対応等が想定される。

附則：

この通知は、平成30年9月1日から適用する。

第5 援助

農業に対する技術や市民農園運営に当たってのノウハウの不足、近隣住民とのトラブル等により、認定事業計画に従って行われる認定事業者の耕作の事業又は特定都市農地貸付けを適切に行うことができず、認定事業者が農業から撤退したり、市民農園開設者が市民農園を閉園すること等を防ぐため、市町村は必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする（法第13条第1項）。

また、市町村は、都市農地について賃借権等の設定を受けようとする者から都市農地の貸借についてのあっせんその他の援助を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする（法第13条第1項）。

これらの援助を適切に行うことができるよう、農地について利用の状況や貸借の意向等を把握している農業委員会、市町村内の情勢について幅広い知見を持っている市町村長、農業者等と日頃から接している農業協同組合等の農業団体等が連携する体制づくりが望まれる。

第6 生産緑地制度への対応

生産緑地法第10条第2項の規定により、生産緑地の所有者は、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った（以下「死亡等した」という。）ときは、市町村長に当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者には、当該従事者が当該生産緑地に係る農林漁業の業務に一年間従事した日数の8割以上（主たる従事者が65歳以上の場合は7割以上）従事している者を含むこととされている。

一方、生産緑地を貸し付けると、当該生産緑地の所有者は基本的には農作業に従事しなくなることから、当該生産緑地の主たる従事者に該当せず、生産緑地の所有者が死亡等したとしても生産緑地を買取る旨の申出ができないこととなる。

このため、生産緑地の所有者が法又は特定農地貸付法の規定に基づき生産緑地を貸し付けたとしても、当該所有者が当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、主たる従事者が農林漁業の業務に一年間従事した日数の1割以上従事していれば、当該所有者を「主たる従事者」に含むこととする、生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号）の一部改正が行われることとされたところである。

この際、将来死亡等したときに主たる従事者の農業への従事日数の証明を希望する都市農地の所有者については、当該所有者が法第5条に規定する認定都市農地の所有者の場合は事業計画に、法第10条に規定する特定都市農地貸付けの用に供される都市農地の所有者の場合は特定都市農地貸付けの承認申請書に、それぞれ当該所有者が行う当該都市農地に係る農林漁業の業務への従事の計画を記載するとともに、当該所有者が当該都市農地について行う賃借権等の設定に関する契約書その他の書類において当該業務への従事の計画を記載し、認定申請書又は承認申請書に添付することとする。なお、事業計画又は承認申請書に当該従事の計画についての所有者の押印又は自署がある場合には、当該契約書その他の書類における当該従事の計画の記載は省略できるものとする。

また、この当該所有者が従事する当該生産緑地に係る農林漁業の業務とは、例えば、

- ① 次に掲げる農地の権利移動については、農業委員会が特定都市農地貸付けの承認を行う際に、これらの適否についての判断も行っていることから、農地法第3条第1項の許可が不要とされている（法第12条第1項）。

ア 特定都市農地貸付けを行う者が一般の利用者に賃借権等を設定する場合

イ 開設者が特定都市農地貸付けの用に供するために農地の所有者から賃借権等
を取得する場合

- ② 特定都市農地貸付けの用に供されている農地については、賃借権の保護、借賃等、利用関係の紛争についての農地法の規定の適用を除外している（法第12条第2項から第4項まで）。

これらの規定は、農地の耕作者の地位及び経営の安定を図るためのものである。特定都市農地貸付けは営利を目的とするものではなく、本来の耕作者の保護のための規定を適用することは適当でないので、これらの規定の適用を除外したものである。

(2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）の特例

法第11条において準用する特定農地貸付法第6条は、農業委員会の承認を受けた特定都市農地貸付けを行おうとする者を、その農地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなし、土地改良事業に参加する資格を有する者とする旨の土地改良法の特例規定を設けたものである。

土地改良法上は、土地改良事業の参加資格者は原則として耕作者となっているが、特定都市農地貸付けの用に供されている農地の場合にこの原則をそのままあてはめると、土地改良事業の参加資格者は個々の農地の耕作者である都市住民等ということになる。これは、短期的な農地利用しか行わない都市住民等を長期的な土地改良事業の効果の受益者とし、かつ、費用負担者として等となり適当でないと考えられることから、特定都市農地貸付けを行おうとする者又は地方公共団体等を土地改良事業の参加資格者とする旨の土地改良法の特例を設けたものである。

4 その他

- (1) 特定都市農地貸付けは、都市住民等の農業への理解の促進等に資するものである
ので、特定都市農地貸付けを行おうとする者及び地方公共団体等は、借受希望
者の需要に応じて特定都市農地貸付けを積極的に行うことが必要である。
- (2) 特定都市農地貸付けを実施しようとするときは、農地の所在地を管轄する市町村
の農業担当部局と公園緑地担当部局は十分連絡調整を図るようにされたい。
- (3) 3の(1)の①に掲げる農地の権利移動を行う場合において、その登記を申請する
ときは、2の承認書を添付しなければならない。
- (4) 土地区画整理事業の施行に当たり、都道府県知事又は地方公社が土地区画整理法
（昭和29年法律第119号）第136条の規定に基づき、農地の廃止等について農業委員
会等に関する法律第43条第1項に規定する都道府県機構及び土地改良区の意見を聴
いた場合においては、施行地区となる土地の区域にある農地について、特定都市農
地貸付けが行われていることをもって、当該都道府県農業会議及び土地改良区が当
該農地等の廃止等を拒否することのないよう指導されたい。

設者」という。)が都市農地の所有者から賃借権等の設定を受けて行う、当該都市農地の利用者への賃借権等の設定であって、次に掲げる要件に該当するものをいうこととされている。

① 10アール未満の農地に係る農地の貸付けであって、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること（法第10条第1号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号。以下「特定農地貸付法」という。）第2条第2項第1号及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令（平成元年政令第258号。以下「特定農地貸付法施行令」という。）第1条）。

② 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること（法第10条第1号及び特定農地貸付法第2条第2項第2号）。

③ 5年を超えない農地の貸付けであること（法第10条第1号、特定農地貸付法第2条第2項第3号及び特定農地貸付法施行令第2条）。

④ 開設者が都市農地の所有者及び市町村と次に掲げる事項を内容とする協定を締結していること（法第10条第2号）。

ア 開設者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨

イ 特定都市農地貸付けの承認を取り消した場合又は協定を廃止した場合に市町村が講ずべき措置

ウ 特定都市農地貸付けの用に供される都市農地の管理の方法

エ 農業用水の利用に関する調整その他地域の農業と特定都市農地貸付けの実施との調整の方法

オ 協定に違反した場合の措置

カ その他必要な事項

(2) (1)の①から③までの適用については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行について」（平成元年9月11日付け元構改B第1014号農林水産事務次官依命通知。第4において「施行通知」という。）の第2の2から6までに準じて運用するものとする。

(3) (1)の④の協定については、開設者が適切に農地の管理を行うことができるよう、必要に応じて行政機関が支援を行う体制を確保することが必要であることから、そのための内容等を定めた協定を都市農地の所有者及び地方公共団体と締結することとするものである。

2 特定都市農地貸付けの承認及び変更等

特定都市農地貸付けの承認及び変更等については、施行通知の第3及び第4に準じて運用するものとする。

この際、特定都市農地貸付けの承認申請書については様式例第7号の1、承認書については様式例第7号の2によるものとし、貸付規程の記載事項の具体的内容は特定都市農地貸付規程例、協定の記載事項の具体的内容は協定例のとおりとする。

3 農地法等の特例

(1) 農地法の特例

ア 市町村長は、届出書の提出があったときは、届出に係る賃貸借の解除が賃借人がその農地を事業計画に従って耕作の事業を行っていないと認められる場合に行われるものであるかどうか、届出書の記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを速やかに検討し、その届出が適法であるかどうかを審査した上で、その受理又は不受理を決定する必要がある。

イ 市町村長は、届出を受理したときは、受理通知書（様式例第6号の2）をその届出者に遅滞なく交付し、届出を受理しないこととしたときは、理由を付けてその旨をその届出者に遅滞なく通知する必要がある。

ウ 市町村長は、届出受理したときはその旨を法第4条第3項の決定をした農業委員会に通知することが望ましい。

③ 事務処理上の留意事項

市町村長は、届出書の提出があったときは、直ちに、届出者に対し、法第8条第3項の届出が市町村長において適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを十分説明し、受理通知書の交付があるまでは事実上解約が行われたと等しい行為が行われることのないよう指導する必要がある。

(4) その他

市町村長に届出を行った場合であっても、届出に係る農地が事業計画に従って耕作の事業が行われている場合には、解除の効力を生じないことは言うまでもない。

6 その他

(1) 認定事業計画に係る賃借権等の存続期間の満了時に、同一の者の間で同一の都市農地について賃借権等の設定を継続する場合については、新たな事業計画を作成し認定を受ける必要がある。ただし、当該賃借権等の設定に係る契約が契約期間のみ延長する場合のように当初の契約と同一性を有する場合には、あらかじめ事業計画について賃借権等の存続期間の変更の認定を受ければ足りる。

(2) 認定事業計画に係る都市農地の所有者が当該農地について租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項第1号（農地等についての相続税の納税猶予制度）の適用を受けている場合において、賃借権等の存続期間の満了その他理由により当該所有者に都市農地が返還されたときは、同法に基づく手続が必要となることに留意する必要がある。

このため、市町村長は、賃貸借等の存続期間の満了前に、同法に基づく制度の適用を受けている都市農地所有者及び認定事業者の双方に対し、その旨を通知することが望ましい。

(3) 農地について賃借権等の設定を受けた農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定により、毎年、農業委員会に事業の状況等を報告する必要があることに留意するものとする。

第4 特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化

1 特定都市農地貸付けの定義

(1) 「特定都市農地貸付け」とは、地方公共団体及び農業協同組合以外の者（以下「開

水産省農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）に積極的に相談されたい。

ウ 市町村長は、イの結果、法第7条第2項の規定により事業計画の認定を取り消す場合には、取消書（様式例第5号）を当該農地等の申請者及び所有者の双方に交付する。

② 判断基準

法第7条第2項各号に該当するかどうかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

ア 法第7条第2項第1号に該当する場合とは、虚偽の内容を記載した事業計画について認定を受けた場合等をいう。

イ 法第7条第2項第2号に該当する場合とは、法第9条第1項に基づき耕作の事業の実施状況について報告を求めたにもかかわらず、故意に報告を行わない場合等をいう。

(3) 法第7条第3項のあつせんは、農地の利用関係の調整や農地の利用の最適化等の業務を所掌している農業委員会や、営農相談等の業務を通じて農業者の規模拡大の意向等を把握している農業協同組合等の農業関係団体と連携して行うことが望ましい。

5 農地法の特例

(1) 市町村長による事業計画の認定は、農業委員会の決定が必要であり、この決定の際に農業委員会が認定の適否についての判断も行っていることから、事業計画に従って都市農地に賃借権等が設定される場合には、農地法第3条第1項の許可が不要とされている（法第8条第1項）。

(2) 自ら耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化を図るため、認定事業計画に従って認定都市農地について設定された賃借権については、農地法第17条本文の規定は適用しないこととされている（法第8条第2項）。

(3) 法第4条第3項第4号に規定する条件を付与し、また、当該条件に基づき賃貸借の解除を行うことができるよう、農地法第18条第1項本文及び第8項の規定は適用しないこととされている（法第8条第3項及び第4項）。

この賃貸借の解除に当たっては、あらかじめ市町村に届け出る必要があり、この取扱は次のとおりとする。

なお、当該条件に基づく賃貸借の解除以外の事由による賃貸借の解除については、農地法第18条第1項本文の規定の適用があることに留意するものとする。

① 届出手続

ア 届出書は、様式例第6号の1による。

イ 届出書に則第8条第2項第2号の「その他参考となるべき書類」を添付させる場合には、負担軽減の観点から、1の(1)の②のアからウまでに準じて運用することとする。

② 市町村長の処理

- ア 農業経営組合及び地方公共団体については、法第7条第1項第1号の事項
- イ 賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者として事業計画の認定を受けた者及び農地所有適格法人については、法第7条第1項第1号から第3号までの事項のいずれか
- ウ それ以外の者については、法第7条第1項各号の事項のいずれか

② 判断基準

- ア 「相当の期限」とは、講ずべき措置の内容、生じている支障の除去の緊急性等に照らして、個別具体的に設定されるものであるが、法第7条第1項各号の状況を可能な限り速やかに是正するために必要な期限とする。
- イ 法第7条第1項第1号に該当する場合とは、則第3条各号のいずれかの基準に該当する耕作の事業に一切着手していない場合のように悪質性が高い場合をいう。

なお、則第3条各号のいずれかの基準に該当する耕作の事業を行っているものの、その取組が事業計画に記載したものとは異なるものである場合や事業計画に記載した水準に到達していない場合には、市町村長は基本的には認定事業者による事業計画の変更の認定の手続を行うよう促すものとする。
- ウ 法第7条第1項第2号に該当する場合とは、1の(2)の⑥により準じて運用される事務処理基準の別紙1の第3の8の(1)に該当する場合であって、例えば病害虫の温床になっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えている場合等をいう。
- エ 法第7条第1項第3号に該当する場合とは、1の(2)の⑥により準じて運用される事務処理基準の別紙1の第3の3の(1)及び(2)に該当する場合であって、例えば認定事業者が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地が農地法第32条第1項各号に該当している場合等をいう。
- オ 法第7条第1項第4号に該当する場合とは、1の(2)の⑥により準じて運用される事務処理基準の別紙1の第3の9の(2)の①及び②に該当しない場合であって、例えば担当である水路の維持管理の活動に参加せず、その機能を損ない、周辺の農地の水利用に著しい被害を与えている場合等をいう。
- カ 法第7条第1項第5号に該当する場合とは、1の(2)の⑥により準じて運用される事務処理基準の別紙1の第3の9の(2)の③に該当しない場合であって、例えば、法人の農業部門の担当者が不在となり、地域の他の農業者との調整が行われていないために周辺の営農活動に支障が生じている場合等をいう。

(2) 法第7条第2項の認定の取消し

① 手続

- ア 市町村長は、認定事業者が法第7条第2項各号のいずれかに該当する場合には、農業委員会の決定を経て、事業計画の認定を取り消すことができる。
- イ 市町村長は、事業計画の認定の取消しに当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第三章の規定により聴聞等の手続を行う。

なお、取消しの手続等に疑義があれば、地方農政局（北海道にあつては農林

- (5) 市町村長は、報告書の提出があったときは、則第4条第1項に規定する記載事項が記載されているかどうか、かつ、同条第2項に規定する添付書類が具備されているかどうかを検討の上、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地の利用状況の把握が困難と認められるときは、この補正又は追完を求めることとする。

3 事業計画の変更

- (1) 認定を受けた事業計画の変更をしようとする認定事業者は、軽微な変更を除き、あらかじめ市町村長の認定を受ける必要がある。また、軽微な変更についても、変更後、遅滞なくその旨を市町村長に届け出なければならない。
- (2) 変更の認定の申請は様式例第3号の1、変更の届出は様式例第3号の2によるものとし、変更前の記載内容を変更後の記載内容の上段に括弧書きで記載する等変更した内容が分かるよう記載するものとする。
- (3) 事業計画の変更の認定に当たっては、1の(3)の①から⑤までに準じた手続を行うこととする。この際の事業計画の変更の認定書は、様式例第3号の3によるものとする。
- (4) 申請者の変更については、婚姻による姓の変更や相続による賃借人の変更など農地の新たな権利設定を伴うものでない場合には、軽微な変更として市町村長に届け出れば足りる。一方、第三者に申請者を変更する場合のように、変更後の事業計画が変更前の事業計画と同一性を有しない場合には、事業計画の変更の手続を行うのではなく、新たな事業計画を作成し、その認定を受ける必要がある。

4 認定の取消し等

法第7条の事業計画の認定の取消し等の規定は、認定事業者について、認定後においても都市農地が有効に活用されていることを確認することが重要であることから、設けられているところである。

なお、法第7条第1項の勧告は、同条第2項の認定の取消しに繋がる手続であることから、都市農地が有効に活用されていないことや地域の営農状況等に著しい被害を与えていることを十分確認した上で行うこととする。

この確認は、法第5条に基づき認定事業者が市町村長に対して毎年行う認定都市農地についての利用状況の報告のほか、法第9条第1項の報告徴収や同条第2項の立入検査により行うこととする。

また、農業委員会は、農地法第30条第1項の規定に基づき毎年行う調査等により農地の利用の状況について把握していることから、市町村長は農業委員会と連携してこの確認に努めることが望ましい。

認定の取消しに当たっては、1の(3)の④に準じた手続を行うこととする。

(1) 法第7条第1項の勧告

① 手続

市町村長は、次に掲げる認定事業者が、それぞれ次に示す事項に該当すると認める場合には、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、様式例第4号により、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

正又は追完を求める必要がある。

- ③ 事業計画の認定に当たっては、特に申請書の添付書類である賃借権等の設定に関する契約書の写しに記載された賃借権等の始期及び存続期間と、事業計画に記載された設定を受ける賃借権等の始期及び存続期間との間に乖離がないか確認するものとする。
- ④ 市町村長は、②の判定によりその申請の却下又は認定若しくは認定しないことを決定し、認定書（様式例第1号の2）を申請者に交付するとともに、その内容を法第4条第3項の決定を行った農業委員会に通知する。この際、申請都市農地の所在地を管轄する農業委員会と申請者の住所地を管轄する農業委員会が異なる場合には、申請者の住所地を所管する農業委員会にも通知することが望ましい。
- ⑤ 市町村長は、④の処分をしたときは、当該処分について、その内容等に応じて必要な区分をし、その区分ごとに認定申請書を認定書の写しとともに整理して保管する。

また、認定に係る農地を管轄する農業委員会が④の通知を受けたときは、農地所有適格法人に対して認定が行われた場合は、その農地等の権利取得時における農地所有適格法人の要件の適合状況を法第4条第1項の認定申請書の写し等により、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号、21農振第1599号農林水産省経営局長及び農村振興局長通知）の別紙1の第5の2の農地所有適格法人要件確認書に取りまとめておくものとする。

- ⑥ 事業計画の認定後に当該事業計画に記載した賃借権等の存続期間が満了したことにより、再度、事業計画の認定の申請があった場合には、当該満了に係る事業計画の内容と照合の上、同様の内容が記載されていれば、審査を簡略化する等により速やかに認定することが望ましい。

2 認定都市農地の利用状況の報告

- (1) 事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る都市農地（以下「認定都市農地」という。）の利用状況について、様式例第2号により、当該認定を受けた事業計画に記載された賃借権等の存続期間中、毎年、当該認定を行った市町村長に報告する。
- (2) 報告の期日は毎事業年度の終了後3月以内とする。なお、認定事業者が法人以外の個人事業者であり、かつ、事業年度を設けていない場合には、認定事業者の手続の効率性の観点から所得税の課税期間（1月1日から12月31日まで）の終了後3月以内である3月31日までに報告を求めることとするが、地域の実情等に応じ、これ以外の期間を設定しても差し支えない。
- (3) 報告書に則第4条第2項第2号の「その他参考となるべき書類」（農作業従事者の確保の状況が把握できる資料、農地の利用状況が把握できる現況写真等）を添付させる場合には、負担軽減の観点から、1の(1)の②のアからウまでに準じて運用することとする。
- (4) 報告期日後3か月以内に報告書の提出がない場合には、市町村長は、書面により、速やかに報告するよう求めることとする。

化した被覆資材等の資材を放置せず、適切に修繕する取組を含む。)

- ⑥ 法第4条第3項第2号の要件については、事務処理基準の別紙1の第3の8、同項第3号の要件については、事務処理基準の別紙1の第3の3、同項第4号から第6号までの要件については、事務処理基準の別紙1の第3の9の(2)及び10に準じて運用するものとする。この際、同項第3号の要件について事務処理基準の別紙1の第3の3に準じた運用に当たっては、申請者が耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地を有していたとしても、耕作の事業の用に供すべき農地の全てについて効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかにどうかについて判断する必要があることに留意する。

- ⑦ 事業計画は、都市農地の所有者から賃借権等の設定を受けようとする者が作成するものであって、都市農地について所有権以外の権原を有する者から転貸を受けようとする者が作成した事業計画については、認定を受けることはできない。

また、申請者自らが耕作の事業を行わず、他の者に転貸することを内容とする事業計画についても、当該申請者は「都市農地を自らの耕作の事業の用に供する」ために賃借権等の設定を受けようとする者に該当しないため、認定を受けることはできない。

(3) 事業計画の認定

- ① 市町村長は、農業委員会の決定を経て事業計画の認定をするものとする。農業委員会は、事業計画が(2)の①の申請者ごとに示す要件に該当する場合に決定をするものとする。

この際、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、農業委員会の決定を経ることを要しない。なお、農業委員会等に関する法律第41条第1項の規定により区（総合区を含む。以下同じ。）の単位で農業委員会を置いている指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区のうち、農業委員会等に関する法律第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない区については、農業委員会の決定を経る必要はないが、農業委員会を置く区については、当該決定を経る必要がある。また、農業委員会等に関する法律第41条第2項の規定により区ごとに農業委員会を置かない指定都市（市の区域に農業委員会を置く指定都市や区とは異なる区域で農業委員会を置く指定都市をいう。）については、農業委員会の決定を経る必要がある。

- ② 市町村長は、事業計画の認定申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について農業委員会と連携して審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか、法第4条第3項に定める認定の要件に該当しているか、及び(2)の記載内容に照らして適当であるかどうかについて判定する。この場合において、申請者が農地法第3条第1項本文に掲げる権利を有している農地に他の農業委員会の区域内にある農地が含まれている場合には、当該区域を管轄する農業委員会と連携してその実情を確認することが望ましい。

事業計画の認定申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、これの補

として申請都市農地を提供すること、申請都市農地で生産された農産物を優先的に供給すること、緊急用資材置き場又は仮設住宅用地として申請都市農地を提供すること等を内容とした防災協力に関する協定を地方公共団体や農業協同組合等と締結していることをいう。

なお、書面により協定書を取り交わす場合のほか、公的な資料において防災協力の対象農地であることが明らかなものなど、協定書と同等の取り決めがなされていると認められるものも含むものとする。

また、当該協定には次の内容が含まれていることが望ましい。

- a 申請都市農地において地域住民が参加する防災訓練を毎年実施すること
- b 防災兼用井戸（平常時には農業用水を供給し、災害時には生活用水を供給する井戸をいう。）を設置すること

カ 則第3条第1号(2)のうち「耕土の流出の防止を図ること」とは、例えば申請都市農地において、農閑期の耕土流出防止のための植物の作付け、防風ネットの設置等を行うことにより、大雨、強風等による耕土の流出を防止することをいう。

「化学的に合成された農薬の使用を減少させる栽培方法を選択すること」とは、例えば無農薬栽培や減農薬栽培等を行うことをいう。

「その他国土及び環境の保全に資する取組」とは、例えば耕起方法の工夫等による土壌生物の保護、水田に水生生物の待避のための待避溝の掘り下げや水田の中干しの延期等による生物多様性を維持するための取組等の国土及び環境を保全するための種々の取組をいう。

キ 則第3条第1号ハ(3)のうち「その地域の特性に応じた作物を導入すること」とは、例えば地方自治体や農業協同組合等が生産を奨励する作物や伝統野菜等を導入することをいう。

「先進的な栽培方法を選択すること」とは、例えば狭小な都市農地において収益性を高くするための栽培方法、品質が高い農産物を栽培するための栽培方法等を選択することをいう。

「その他の都市農業の振興を図るのにふさわしい農産物の生産を行うと認められること」とは、上記のほか、例えば従来栽培されていない新しい品種や作物など、その地域の農業が脚光を浴びる契機となり得るような取組が考えられる。これにより、広く国民の理解及び関心の増進を図る都市農業の取組について幅広く認めることが可能となっているので、地域の実情等に応じて柔軟に判断されたい。

ク 則第3条第2号の要件は、例えば次のいずれかの取組等を行うことにより、申請都市農地の周辺的生活環境と調和のとれた当該申請都市農地の利用を確保すると認められることをいう。

- a 都市環境に調和し、景観に配慮した品種や栽培方法を選択する取組
- b 農閑期に良好な景観の形成に資する景観作物を栽培する取組
- c 収穫後の農産物の残さ、農業資材、収穫時期を過ぎた農産物等をほ場に放置せず、適切に除草する取組（ハウス等の施設における栽培の場合は、老朽

ように、製造後の物品が当該農産物の本質を維持していない場合をいう。以下同じ。)され、若しくは加工(カット野菜への加工のように、加工後の物品が農産物の本質を維持している場合をいう。以下同じ。)された物品のうち生産量や販売金額等のおおむね5割以上を申請都市農地の所在する市町村若しくはこれに隣接する市町村の区域内又は申請都市農地の所在する都市計画区域内(以下「市町村等内」という。)の直売所や飲食店、学校、マルシェ、庭先等において販売すると認められることをいう。

この基準は、都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)第3条第1項に掲げる都市農業の有する機能のうち「都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能」を具現化したものであり、この基準に該当するものであるかどうかについては、当該機能の趣旨に沿っているものであるかどうかの観点から判断するものとする。このため、例えば、申請都市農地で生産した農産物のうち、生産量や販売金額等のおおむね5割以上を申請都市農地の所在する市町村等内にある市場に出荷したとしても、最終的に消費者に販売される店舗等の所在が市町村等内でなければ、本要件には該当しない。一方、申請都市農地で生産した農産物の加工等が市町村等内以外の地域で行われたとしても、加工品の販売が市町村等内で行われるものであれば、本要件に該当することとなる。

イ 則第3条第1号ロ(1)のうち「都市住民に農作業を体験させる取組」とは、農園利用方式の農園のほか、学童農園(児童生徒等が学習目的で農作業を体験する農園をいう。)、福祉農園(高齢者や障害者等が福祉目的で農作業を体験する農園をいう。)、観光農園(観光客等が収穫体験を行う農園をいう。)等に申請都市農地を活用する取組をいう。

「申請者と都市住民及び都市住民相互の交流を図るための取組」とは、例えば申請者が複数の都市住民を募集し、申請都市農地において農産物のは種、収穫等の農作業を共同で行い、収穫物を囲んで収穫祭を行う取組のように、申請者が実施する、申請者と都市住民との交流や都市住民相互の交流を図るために申請都市農地を活用して行う取組をいう。

ウ 則第3条第1号ロ(2)のうち「都市農業の振興に関し必要な調査研究」とは、例えば地方公共団体や研究機関等が在来品種の維持や品種改良等を目的に試験ほ場や実証ほ場として申請都市農地を活用する取組のように、申請者が申請都市農地で実施する都市農業の振興に関し必要な調査研究に関する取組をいう。「農業者の育成及び確保に関する取組」とは、例えば新規就農希望者や農業の高度な技術習得を目指す農業者等を対象とした研修を申請都市農地で開催する取組のように、申請者が申請都市農地で実施する、農業者の育成及び確保を目的とした研修等の取組をいう。

エ 則第3条第1号ハの要件は、申請都市農地において生産された農産物又は当該農産物を原料として製造され、若しくは加工された物品のうち全て又は一部を販売すると認められ、かつ同号ハ(1)から(3)までのいずれかに該当することをいう。

オ 則第3条第1号ハ(1)の要件は、非常災害時において、一時的な避難生活の場

には、当該認定の申請と併せて農地法第43条第1項の規定による届出を行う必要がある。

- ⑤ 事業計画の認定の申請の内容が、既に設置されている農作物栽培高度化施設の用地について、賃借権等の設定を受けようとするものであるときは、賃借権等の設定と併せて施設の建替えを行う場合を除き、当該認定の申請と併せて農地法第43条第1項の規定による届出を行う必要はないが、賃借権等の設定を受けた後、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第88条の3に規定する農作物栽培高度化施設の基準を満たす必要がある。

このため、市町村長は、当該基準を満たすことを確認するために必要な事務処理基準の別紙1の第14の3の(1)の②のアからウまでの資料を申請書に添付させるものとする。

(2) 事業計画の認定の要件等

- ① 市町村長による申請者ごとの事業計画の認定の要件は、次に示すとおりである。
- ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の50第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定による農業の経営を行うため賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び農業協同組合連合会（②において「農業経営組合」という。）並びに地方公共団体については、法第4条第3項第1号の要件
- イ 申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）については、法4条第3項第1号から第3号までの全ての要件
- ウ その他の者については、法第4条第3項第1号から第6号までの全ての要件
- ② 農業経営組合が自ら農業経営を行う体制が整備されていないと認められる場合等農業経営組合が申請都市農地について農業経営を適切に行うと認められないときは、市町村長は事業計画の認定をしないものとする。
- ③ ①のイの「耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者」に該当するかどうかの判断については、事務処理基準の別紙1の第3の5に準じて運用することとする。
- ④ 農地所有適格法人から認定の申請があった場合は、事務処理基準の別紙1の第3の4に準じて運用することとする。
- ⑤ 法第4条第3項第1号の要件については、都市住民が近隣で生活しているという都市農地の立地条件を踏まえ、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすような都市農地の利用を避けるため、則第3条第2号の要件に該当することを必須とした上で、これ以外に都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容として、同条第1号イからハまでの要件のいずれかに該当することを求めるものであり、その判断基準は、以下のとおりである。

なお、認定基準の運用に当たっては、農業者の意欲や自主性を尊重し、地域の実情に応じた多様な取組を行うことができるように配慮するものとする。

ア 則第3条第1号イの要件は、申請都市農地において生産された農産物又は当該農産物を原料として製造（タマネギを原材料としたウスターソースの製造の

けようとする者」である。

このため、都市農地の区画を都市住民等に貸し付ける、いわゆる貸付方式の市民農園の用に供するため都市農地について賃借権等の設定を受けようとする当該市民農園の開設者は、自らの耕作の事業の用に供するための円滑化の措置の対象とはならない（ただし、法第2章第2節に規定する特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の賃借の円滑化の対象とはなり得る。）。

一方、自らの農業経営において、自らが作成した作付け計画に基づき自らの指導の下で都市住民等がは種から収穫までの一連の農業体験を行う、いわゆる農園利用方式の農園（(2)の⑤のイにおいて「農園利用方式の農園」という。）の用に供するため都市農地について賃借権等の設定を受けようとする当該農園の開設者は、自らの耕作の事業の用に供するための円滑化の措置の対象となり得る。

1 事業計画の認定

(1) 事業計画の認定の申請

① 法第4条第1項の事業計画（以下「事業計画」という。）の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式例第1号の1による事業計画の認定申請書を、当該認定の申請に係る都市農地（以下「申請都市農地」という。）の所在地を管轄する市町村（特別区を含む。以下「市町村」という。）の長（以下「市町村長」という。）に提出する。

② 申請書に都市農地の賃借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号。以下「則」という。）第1条第2項第5号に規定する「その他参考となるべき書類」（営農計画書、損益計算書の写し、総会議事録の写し等）を添付させる場合には、申請者の負担軽減の観点から、特に次の事項に留意する。

ア 申請書の記載事項の真実性を裏付けるために必要不可欠なものであるかどうか。

イ 認定に係る判断に必要不可欠なものであるかどうか。

ウ 既に保有している資料と同種のものでないかどうか。

③ 申請書の添付書類のうち則第1条第2項第4号に規定する賃借権等の設定に関する契約書の写しは、(2)の①のア及びイに掲げる者については、賃貸借等の契約が未了の場合には、申請時点では契約書の案で差し支えない。ただし、市町村長は契約締結後の契約書を必ず確認の上、事業計画に記載された賃借権等の始期及び存続期間と一致していない等事業計画の記載内容と一致していない場合や事業計画の認定の要件を満たしていない場合には、法第6条の事業計画の変更の手続を求め、また、法第7条の事業計画の認定の取消しの手続等を行うものとする。

④ 事業計画の認定の申請の内容が、

ア 農地（農地法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）を除く。）を高度化施設用地として利用するために賃借権等の設定を受けようとするものであるとき

イ 高度化施設用地について賃借権等の設定を受けるとともに、農作物栽培高度化施設の増改築又は建替えを行うものであるとき

第1 法制定の趣旨

都市農業は、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成、国土・環境の保全、都市住民等の農作業体験・学習・交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等の多様な機能を有している。

他方、農業従事者の減少や高齢化が進展する中、こうした機能が適切かつ十分に発揮されるためには、都市農地の所有者のみならず、都市農地を借り受けた意欲ある都市農業者等により、都市農地の有効な活用が図られることが重要である。

こうした状況を踏まえ、意欲ある都市農業者等が法に基づき作成し、市町村長の認定を受けた事業計画に基づき、都市農地に設定された賃借権に係る賃貸借について、農地法（昭和27年法律第229号）第17条本文の規定による法定更新を適用しないこととする等の都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的として都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）が制定されたものである。

第2 定義

1 「農地」とは、耕作（農地法第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。その適用に当たっては、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「事務処理基準」という。）の別紙1の第1の(1)の①及び(2)に準じて運用することとする。

2 「都市農地」とは、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区（以下「生産緑地地区」という。）の区域内の農地をいう。

このため、採草放牧地（農地法第2条第1項の採草放牧地をいう。以下同じ。）は都市農地に含まれないが、例えば牧草の栽培を行う土地であっても、耕起、は種、施肥、収穫等の肥培管理が行われている当該区域内の土地は都市農地に該当する。

なお、生産緑地法第10条の2第1項の特定生産緑地として指定された農地についても、生産緑地地区の区域内の農地であるため、当然に都市農地に該当することは言うまでもない。

3 「都市農業」とは、都市農地において行われる耕作の事業をいう。

「耕作の事業」については、事務処理基準の別紙1の第1の(1)の③に準じて運用することとする。

第3 自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化

法第2章第1節に規定する自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化の措置（以下「自らの耕作の事業の用に供するための円滑化の措置」という。）の対象は、「都市農地を自らの耕作の事業の用に供するため当該都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律の運用について」の制定について

〔 制定 平成30年 8 月31日 30農振第1660号
改正 平成30年11月22日 30農振第2283号 〕

農林水産省農村振興局長通知

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）は平成30年 6 月27日に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令（平成30年政令第234号）は平成30年 8 月 1 日に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号）は平成30年 8 月28日に公布され、それぞれ平成30年 9 月 1 日から施行された。

法は、都市農地が有効に活用され、もって都市農業の安定的な継続が図られるよう、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずるものである。

法の運用に当たっては、下記事項に御留意の上、これらの法令に基づく制度の適切かつ円滑な運用に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴管内関係機関に対してもこの旨周知徹底方お願いする。

